

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1997 September

9



CONTENTS

今月の特集

FCC、ECOテストの参入規制からの廃止を提案（後編）..... 3
 連邦控訴裁、FCCの相互接続規則（一部）を無効と決定 18
第8巡回連邦控訴裁判所はFCCの相互接続決定の柱である料金算定規則を無効とした。FCCの敗北、ILECsにとっては大きな勝利と位置付けられる。
 電信総局、1996会計年度の業績 24
売上高は前年度比9.1%の増収で、税引き前利益は前年比3.6%の減益。

各国のテレコム情報

《米国》

ベル・アトランティックとナイネックス、ついに合併..... 31
FCCとの交渉により条件（地域競争促進策）付きで認証され同日合併。潜在的競争回避のデメリットを上回るメリットがこの条件により得られるとの根拠。

《スリランカ》

スリランカ・テレコムの株式35%をNTTが取得 38
スリランカ政府の悲願であった国営会社スリランカ・テレコムの民営化がようやく実現。KT、FTの撤退理由とNTT進出の意図は？

《英国》

オフテル、BT相互接続料の枠組みに関する最終諮問文書を発出 46
BTの財務報告等に基づきオフテル長官が毎年設定する方式から、長期増分費用に基づく料金を初期値とするプライスカップ規制に移行することなどを盛り込んだ新しい料金規制の最終案を発出。
 オフテル、海底ケーブルの調査に 49
国際サービスの新規参入キャリアの申し立てを受けてオフテルが海底ケーブルの運営及びキャパシティの供給方法について調査を開始することを決定

《オーストリア》

オーストリア3番目の移動体事業者免許を付与..... 50
テレダンマーク、Orange等によるコンソーシアムが免許を落札。



今月の特集

FCC、ECOテストの参入規制からの廃止を提案(後編)

大谷 潤

前編では、米国の通信分野における外資関連規制の経緯、今回の規則制定案の背景及び第214条認証における参入規制に関する提案の概要を紹介するとともに、標準的な競争セーフガードの項目を整理・概説した。

後編では、無線局免許及びケーブル陸揚げ法における参入規制に関する提案の概要と同規則制定案のもう1つの軸である、外資系ドミナント事業者に対する規制(非対称規制)及びその他関連規則の変更に関する提案の概要を紹介し、その意義・影響につき評価を試みる。

3-2 第310条(無線局免許の外資規制)適用条件の変更

3-2-1 従来の規定

(1) 直接出資と間接出資

通信法第310条は、無線局免許に係る外資規制の規定である。同条(b)(3)項では直接出資の上限20%が、同条(b)(4)項では、FCCが「公共の利益に適合すると認定した場合」に間接出資の上限25%を適用できる旨が規定されている。

(2) 間接出資 ECOテストの適用

「外資キャリア参入決定」において、この第310条(b)(4)の「公共の利益」の要件の1つに、相互主義(ECOテスト)を適用することが規定された^(注1)。これにより、100%の外資系事業者も、ECOテストを含む公共の利益基準をクリアすれば、ペーパー企業等により間接出資形態を取ること無線局免許が保有可能となった。

(3) 直接出資

直接出資の場合の外資規制を規定する第310条(b)(4)項には、FCCの判断が介在す

(注1)
その他の公共の利益には、安全保障、外交政策或いは貿易問題等が挙げられている。





る可能性が規定されておらず、「外資キャリア参入決定」では触れられていない。

3-2-2 変更の内容

(1) 間接出資 ECOテストの廃止

無線局免許の保有における間接出資の場合の外資規制(上限25%)を課すか否かの判断基準からのECOテストの廃止が提案されている。これは、WTO加盟国に限り、間接出資の外資規制を撤廃するという内容で、米国政府或いはFCCは、これを以て「無線局に関する外資規制は実質的になくなる」と主張している。

WTO加盟国の事業者に対する第310条(b)(4)項適用の判断基準の変更

	現在の判断基準		新基準案
公共の利益要件	参入に関する相互主義 (ECOテスト)	→	廃止
	その他の公共の利益	→	継続

(2) 直接出資

「外資キャリア参入決定」において触れられていない直接出資については、今回の規則制定案においても触れられておらず、無線局免許の保有において直接出資20%の外資規制は継続している。これは、米国がWTO基本テレコム交渉において提出した約束表にも明記されている。

3-3 ケーブル陸揚げ法における相互主義

(1) 経緯

ケーブル陸揚げにおける相互主義は、前世紀よりその必要性が主張されており、既にケーブル陸揚げ法第37条において規定されている。このため、「外資キャリア参入決定」では、ケーブル陸揚げ法にはECOテスト等は適用しないとされた。

しかし、1997年5月に発出された、Telefonica Larga Distancia De Puerto Rico, Inc. (スペインのテレフォニカの100%関連会社) に対するケーブル陸揚げ免許申請却下決定以降、ECOテストが実質的な判断基準とされていた。

(2) 今回の変更案

第214条認証及び無線局免許交付と同様に、ケーブル陸揚げ法の外資規制の判断基準として慣習的に用いられるECOテストを、WTO加盟国に限り廃止することが





提案されている。

但し、ケーブル陸揚げ法第37条には、「外国における米国または米国民の権利或いは利益を維持する一助となる場合」との規定もあり、安全保障や外交政策或いは貿易問題等、行政府からの要請に基づき、他国との交渉のツールとしてケーブル陸揚げ免許が用いられる余地が残されており、この点でも第214条認証及び無線局免許交付と同様である。

4. 外資系キャリアへの参入後の規制見直しの内容

4-1 外資系ドミナント事業者の定義

国際単純再販決定に至る規則制定手続き以来長く議論されてきている、外資系事業者の米国への参入問題の中で指摘されている、外資系ドミナント事業者の問題行為は、リターン・トラフィック配分や精算料金等における「関連会社の優遇」に集約される。FCCは、米国系事業者が「同様の優遇措置により対抗可能」であればこの問題は対処し得るとする相互主義の観点から、外国側の規制状況に着目して参入の可否を判断することとし、同等性確認テスト或いはECOテストを課すこととしてきた。

ところが、WTO基本テレコム交渉の合意によって、相互主義或いは参入規制を、少なくとも表面的には廃止せざるを得なくなったことから、FCCの視点は、参入後の外資系ドミナント事業者による様々な問題行為に対するセーフガード、すなわち米国内の規制に移ることとなり、今回の規則制定案において、外資系ドミナント事業者規制の整理・拡充が図られていると考えられる。

(1) ドミナント事業者の定義と分類

FCCは、「支配力」には以下の2種類があると指摘している。

巨大なシェアや規模から、自社の供給の操作により値上げが可能な状態^(注2)

不可欠設備又はサービスの提供を通じて、競争事業者のコストの上昇が可能な状態

前者は、通信に限らず起こりうる「供給(生産能力)ボトルネック」であり、後者は、地域網の自然独占性から通信に特有の「設備ボトルネック」である。但し、

(注2)

この状態か否かの判断基準は、トラフィック・回線数シェア、収入シェアの他に、需要又は供給弾力性等がある。



KDD RESEARCH



設備ボトルネックは、地域網に限らず、あるサービスの不可欠設備・サービス市場において特定の事業者が供給（生産能力）ボトルネックを有するする場合にも生じ得る。

(2) 外資系・米国系ドミナント事業者の区別の明確化

米国の非対称規制は、国内市場の競争を促進することを目的として始められ、後に、外資系事業者で母国市場において支配力を有する事業者もドミナント事業者に指定され（以下「外資系ドミナント事業者」）相対的に重い規制を課せられるようになった。規制は、AT&Tに対する規制を基本とし、各種報告義務等が追加されたが、厳しい参入規制も背景にあり、つぎはぎのまま体系立っていない状況である。

今回の規則制定案では、外資系ドミナント事業者規制を整理・拡充することが目論まれており、国内におけるドミナント規制との区別を明確にするための合理的な根拠として、米国系事業者と外資系事業者の支配力の性質の違いを明確にしている（下表参照）

米国系 ドミナント事業者	巨大なシェアや規模から、自社の供給の操作により値上げ可能な事業者	供給（生産能力） ボトルネック
外資系 ドミナント事業者	不可欠サービスの提供を通じて競争事業者のコスト上昇が可能な事業者	設備ボトルネック

米国内における設備ボトルネック

米国の設備ベース長距離・国際通信サービス市場では、AT&Tは最早供給ボトルネックを有しないことを理由として、ドミナントではないとの認定が1995年10月及び1996年5月に相次いでなされている。この際、MCIやスプリントが十分なネットワーク設備を有していることを根拠に供給の弾力性の存在が認められており、これは回線容量等（Underlying Facilities）において設備ボトルネックが存在しないものと判断されたと考えられる。また、これにより設備ベースサービスを不可欠設備とする米国の再販ベースサービスにおける設備ボトルネックも、存在しないこととなる。以上より、米国内における設備ボトルネックは地域加入者網に限定される。

4.2 外資系ドミナント事業者の問題行為

外資系ドミナント事業者規制の整備・拡充の目的は外資系ドミナント事業者が米国市場に参入した後にいいうる問題行為に対するセーフガードであり、今回の規則制定案において、FCCは、この問題行為を改めて列記している。これらの問題は、ベル系地域電話会社（BOCs）の長距離・国際サービス分野への参入を認める1996





年電気通信法の規定により、FCCが進めている各種規則制定手続きの経験(BOCsの地域ボトルネック支配力の濫用のセーフガード検討)が色濃く反映されている。これらは、大きく以下のとおりに分類できる。

- (1) 事業者間精算における優遇
- (2) トラフィック配分における優遇
- (3) 技術・設備上の優遇
- (4) 情報に関する優遇
- (5) マーケティングに関する優遇

(1) 事業者間精算における優遇

精算料金を米国関連会社を優遇

外国事業者が、精算料金(国際計算料金)に関して、米国関連会社を米国の他の事業者より有利に扱うこと。これは国際計算料金政策の統一計算料金からの逸脱である。具体的には、外国事業者(親会社)から米国関連会社への支払いを多くする或いは外国事業者の米国関連会社からの受取を安価に抑える等を指す。

(2) トラフィック配分における優遇

外国側発信トラフィックの米国関連会社への優先的な配分

外国事業者が、トラフィックの配分に関して、米国関連会社を米国の他の事業者より有利に扱うこと。これは国際計算料金政策のリターン・トラフィックの比例配分原則からの逸脱である。具体的には、外国事業者発信トラフィックを米国内子会社に多く配分する等を指す。

(3) 技術・設備上の優遇

接続品質(運用保守水準、対応期間等)で米国関連会社を優遇

外国事業者が、米国事業者との回線接続において、接続技術や機器、或いは運用保守対応の内容等で米国関連会社を有利に扱うこと。サービスの品質に不当な差を生じさせる行為。又、障害時等の対応における関連会社の優遇は、信頼性というユーザの事業者選択における重要な要素に不当な差を生じさせ得ることから、その影響は大きい。

米国非関連事業者の新サービス・容量提供等の要望への対応の遅延

米国非関連事業者からの新規接続要請や接続容量の増設等の要望或いは新サー





ビス提供のための技術的・設備的な対応要望に対して、技術的な制約等の合理的な理由が無いにも拘わらず、対応を遅延させてサービスの開始或いは新規顧客への提供等を遅らせること。米国関連会社に先行者の利益を不当に得る機会を与える。

(4) 情報に関する優遇

ネットワークの変更通知で米国関連会社を優遇

サービスの継続提供に影響する或いは新サービス開発に関連するようなネットワークの変更に関する情報の通知において、米国子会社を他の米国事業者より有利に扱うこと。顧客からの信頼性或いは先行者の利益において、米国関連会社を不当に有利なものとする。

米国競争事業者の守秘情報を米国関連会社に提供

外国事業者が、接続交渉や運用協定で得た米国の事業者の守秘情報を、その競合事業者である米国関連会社に提供すること。米国関連会社は、不当に入手した情報により相対的に低リスクで事業展開が可能となる。

(5) マーケティングに関する優遇

自国での支配力を用いた米国関連会社サービスの販売(共同マーケティング)

外国事業者は、自国市場での支配力を濫用して、自社が提供する米国との間の国際サービスの米国側事業者に米国関連会社を指定する等、いわゆる抱き合わせ販売のような形態。顧客から、米国側の事業者選択の権利を不当に奪う。

米国国内における規制では、1980年の第二次コンピュータ調査裁定において規定された、設備ベース事業者による高度サービス提供子会社のサービスの共同マーケティングの禁止、或いは1996年電気通信法を受けて決定された、BOCsによる長距離サービス提供関連会社(第272条関連会社)のサービスの共同マーケティングの禁止という前例がある。

4.3 外資系ドミナント事業者規制の変更案

4.3.1 変更する外資系ドミナント事業者規制の対象

(1) 変更の対象となる外資系ドミナント事業者

「2.2見直しの方向」の「(2) 外資系ドミナント事業者規制の整理・拡充」で触れたとおり、ECOテスト或いは同等性確認テストといった相互主義政策の廃止は





WTO加盟国に限定して行うことが提案されている。これに対し、外資系ドミナント事業者規制の変更はWTO加盟国に限らず全ての外資系ドミナント事業者を適用の対象としている。

これは、この変更が、WTO基本テレコム交渉合意を受けての同規制の緩和に乗じて、既存の規制の整理・拡充、すなわち本来不要であった規制の緩和と不十分な部分の強化をも目的としているためである。

(2) WTO基本テレコム交渉合意の反映

FCCは、WTO基本テレコム交渉の合意により、各国で市場開放及び競争条件整備が進めば、外資系ドミナント事業者が市場支配力を当面維持できたとしても、規制或いは競争圧力から反競争的行為へのインセンティブが低下するものと想定している。これを反映して、今回の規則制定案では、外資系ドミナント事業者を競争に直面している場合とそうでない場合に区分し、前者へは整理（緩和）された規制（「基本的ドミナント規制」）を適用し、後者へは拡充された規制（「追加的ドミナント規制」）を適用することを提案している。

(3) 外資系ドミナント事業者の分類の基準

FCCは、外資系ドミナント事業者が「追加的ドミナント規制」の対象となるか否かの判断基準を、「母国の国際通信サービス市場において、設備ベースでの参入に対する法規制上の障壁がないこと及び複数の設備ベース事業者に対する免許等が交付されていること」としている。

4-3-2 外資系ドミナント事業者規制の変更案

(1) タリフの事前届出義務

現状

タリフについては、外資系事業者の場合、ドミナント事業者は実施の14日前、ノンドミナント事業者は1日前の提出が義務づけられており、これは米国系事業者に適用する非対称規制を援用したものである。

目的

タリフの事前届出義務における非対称規制の目的は、そもそもは収納料金における独占利潤を排除することであり、具体的には料金算定方式及び料金水準のチェックである。しかし、料金規制自体の非効率の問題から規制は徐々に緩和され、





現在ではノンドミナント事業者に、より柔軟な料金設定能力を持たせることにより競争優位性を与えることを目的とされている。

変更案

料金或いは精算等、「カネ」に関する外資系ドミナント事業者の問題行為は、外国側親会社との精算においてのみ生じ得ることから、米国における収納料金を規制する必要は本来無かった。FCCは、このことを指摘して、外資系ドミナント事業者の届出義務を基本的/追加的ドミナント規制に拘わらず、1日前に短縮することを提案している。

タリフの事前届出義務		
	事業者の分類	規制内容
現状	ノンドミナント事業者	実施の1日前の届出
	ドミナント事業者	実施の14日前の届出
変更案	基本的ドミナント規制	実施の1日前の届出
	追加的ドミナント規制	実施の1日前の届出

(2) トラフィック・収入の報告義務

現状

トラフィック及び収入の報告義務は、ノンドミナント事業者には1年毎の報告義務が、ドミナント事業者で設備ベースの国際サービスの場合は四半期毎、国際単純再販形態の場合は、当該対地の同等性確認テストがクリアされて以降3年間に限り、半年毎の報告義務が課されている。

目的

トラフィック報告及び収入報告は、トラフィック配分に関する関連会社の優遇のチェックを目的としている。特に外国側発米国籍のトラフィックの外資系ドミナント事業者への偏った配分を抑制することを目的としている。

変更案

FCCは、この報告義務は必要であることから「基本的ドミナント規制」において継続するべきとし、より有効にトラフィック配分の優遇をチェックできる会計上の指標についてコメントを求めている。

また、「追加的ドミナント規制」では、「基本的ドミナント規制」に加えて当該報告書の公開義務を課すことを提案している。

(注3)
現在の米国における規制では、国際通信サービスを提供する全ての事業者は、外国側事業者との運用協定をFCCに届け出ることが義務づけられており、事業者間精算或いはトラフィック配分はここでチェックされることとなる。





トラフィック・収入の報告義務		
	事業者の分類	規制内容
現状	ノンドミナント事業者	1年毎の報告
	ドミナント事業者	四半期毎の報告義務
変更案	基本的ドミナント規制	四半期毎の報告義務(より有効な報告内容を募集)
	追加的ドミナント規制	四半期毎の報告及び公開義務

(3) 母国ルートの回線容量の増減

現状

ノンドミナント事業者は、自社の国際回線容量について、1年毎の状況報告義務が課されている。外資系ドミナント事業者は、これに加えてドミナントに指定されているルート(母国ルート)における回線容量の追加或いは削減・削除について、第214条認証取得義務が課されている。

目的

容量の増減を通じて、トラフィック配分の偏り等の関連会社の優遇が行われる可能性をチェックする。

変更案

(2)で述べたトラフィック及び収入の四半期毎の報告義務、1年毎の回線状況報告義務との重複を考慮すると、事業者への負担は過大であると考えられること、また、外国側でも競争条件の基本的事項として非差別的取り扱い義務が課されていることから、「基本的ドミナント規制」では当該規則を簡素化することが提案されている。但し、「追加的ドミナント規制」では、回線の増設については、現状どおり事前の第214条認証取得義務を維持することを提案している(下表参照)。

母国ルートの回線容量の増減		
	事業者の分類	規制内容
現状	ノンドミナント事業者	1年毎の回線状況報告
	ドミナント事業者	第214条認証取得
変更案	基本的ドミナント規制	回線増設報告(対向事業者名を含む)
	追加的ドミナント規制	第214条認証取得 1年毎の回線報告義務に現用/遊休の別も加える





(注4)
事業者をドミナントとノンドミナントに区別する非対称規制は、第214条認証取得義務が課されるサービス提供において適用されており、外国側設備及びサービスに関する取引全てを対象としている。本稿ではこれを「全購入記録の保存・随時提出義務」とする。

(注5)
全ての契約及び協定等が提出義務の対象になっているにも拘わらずこの規定を定めた背景は、過去の膨大な資料を検索し、内容を確認する作業を事業者側に負わせようとする意図があるものと考えられる。



KDD RESEARCH

(4) 関連会社間取引の記録義務

現状

国際サービスを提供する事業者は、ドミナント/ノンドミナントの別或いは関連会社間か否かに拘わらず、全ての契約や協定について、発効の30日前までの提出が義務づけられている。「外資キャリア参入決定」では、外資系ドミナント事業者に対して、関連会社との間の全ての「基本ネットワーク設備及びサービスの提供及び運用保守に関する外国側関連会社からの購入」^(注4)に関する記録を保存し、FCCの要請に応じて提出する義務が課されている。

目的

外国側設備の運用保守及びサービスの提供における関連会社優遇、具体的には技術・設備上(品質)の優遇及びネットワーク関連情報の通知等における優遇、或いはその他各種不正取引行為等について、他の事業者等から反対請願等が出された場合、或いはFCCがその可能性を確認し対応を必要と判断した場合に、実態調査の有効な情報として活用できるようにするため。

変更案

FCCは、今後も関連会社間取引で優遇が行われるリスクは存在するとして、「基本的ドミナント規制」として現行規則を継続するとし、「追加的ドミナント規制」では、契約及び協定の提出義務については、要約の記載と公開及び当該契約等により廃止される過去の契約等の規定の明記が義務付けられ^(注5)、関連会社間の全購入記録については四半期毎の報告義務が提案されている。

関連会社間取引の記録		
	事業者の分類	規制内容
現状	ノンドミナント事業者	特になし
	ドミナント事業者	全購入記録の保存・随時提出
変更案	基本的ドミナント規制	全購入記録の保存・随時提出
	追加的ドミナント規制	全購入記録の四半期毎の提出・公開 契約・協定等の更新等情報の明記

(5) その他の(情報・マーケティングに関する)規制

現状

特段の規定はない。



目的

前述のとおり、外資系ドミナント事業者に対する規制は参入後の行動規制に比重が移されつつあり、関連事業者間取引での優遇措置に対するセーフガードの必要性の認識は高まっている。今回の規則制定案において、FCCは、禁止する事業社間取引を具体的に挙げて、紛争解決等における判断基準を明確化しようとしている。

変更案

FCCは、「追加的ドミナント規制」が課される外資系ドミナント事業者に対し、以下の事項を明確に禁じることを提案している。

- 共同マーケティングに係る排他的契約
- 外国側事業者による米国関連会社への誘導（抱き合わせ販売等を通じて）
- 外国側市場の顧客情報の共有

またFCCは、BOCsの長距離・国際分野への参入において適用している構造分離規制を参考として、どの程度の分離要件^(注6)を、外国事業者と米国関連会社との間に義務づけるべきかについてもコメントを求めている。

(注6)
 役員の兼務、設備や土地・建物の共有、関連会社資産を担保とする資金調達或いは共同マーケティング等、米国では構造分離の要件(禁止項目)が詳細かつ具体的に定められている。

その他の(情報・マーケティングに関する)規制		
	事業者の分類	規制内容
現状	ノンドミナント事業者	特になし
	ドミナント事業者	特になし
変更案	基本的ドミナント規制	一定の構造分離要件遵守
	追加的ドミナント規制	顧客情報共有・共同マーケティング禁止 抱き合わせ販売等による顧客の誘導禁止 顧客情報の共有禁止 一定の構造分離要件遵守

41で述べたとおり、外資系ドミナント事業者に対する規制を、参入規制から参入後の行為規制にシフトしつつある過程で、(BOCsの長距離・国際分野への参入における競争条件整備の検討も参考に)外資系ドミナント事業者により行われ得る反競争的行為(優遇措置)が具体化された。FCCが「追加的ドミナント規制」において規制強化を提案している背景には、このドミナント規制に対する検討の深化がある。





5. 簡素化された手続きの対象の拡大

(1) 簡素化された手続き

第214条認証において、主に定形的な内容或いは反競争的行為の可能性の低い事業者による申請については、「簡素化された (streamlined) 手続き」が適用されている。

この手続きのフローは以下のとおりに規定されている。

- 1) 第214条認証申請が「簡素化された手続き」が適用される申請として受理された旨が公示 (Public Notice) される。
- 2) 反対コメント等を受け付け。
- 3) 反対コメント等に基づき「簡素化された手続き」の適用を外す旨がFCCにより通知 (文書) されない限り、公示の35日目に自動的に認証され、36日目よりサービスの提供を開始できる。

現在の規定では、外国側関連事業者が設備ベースで無い外資系事業者に限り適用されている。

(2) 変更案

FCCは、WTO加盟国出身の外資系事業者に対する第214条認証に、「簡素化された手続き」を最大限適用できるように、適用対象をWTO加盟国による以下のような申請に拡大することを提案している。

母国で公衆網型基本音声サービスを提供しない外資系事業者による申請

外国の新規事業者による参入を奨励するもの。母国において設備ベースでサービスを提供しているが、公衆交換型基本音声サービスを提供していない事業者に適用範囲を拡大。

外資系事業者による非関連米国事業者の公衆網再販に係る申請

公衆網再販では、再販される公衆網サービスが規制されていることから、再販に係る卸契約に問題が生じえない場合、セーフガードを課す必要が生じない。

基本的及び追加的ドミナント規制の受け入れを前提とする申請

参入規制である第214条認証に「簡素化された手続き」を適用するという緩和策と引き換えに、参入規制を補完するために整理・拡充されたドミナント規制全て(「基本的及び追加的ドミナント規制」)を受け入れれば、反競争的行為は防ぎ得る。





母国市場の競争状態を証明し、基本ドミナント規制の受け入れを前提とする申請
母国市場に設備ベースでの国際サービスに関する複数の免許が交付されていれ
ば、「追加的ドミナント規制」は適用されないことから、母国がこれに該当する
ことを証明し、「基本的ドミナント規制」を受け入れることで反競争的行為は防
ぎ得る。

6. 関連会社優遇禁止規制の適用除外認定手続き

(1) 現在の手続き

FCCは、競争状況下が無い外資系事業者がほとんどであるという規則制定当時の
状況を基に、いかなる優遇措置 (Special Concession / 優遇禁止の適用除外) もFCC
の認定が必要としていた。但し、「外資キャリア参入決定」において、認定を申請
する外資系事業者が、母国で市場支配力を有しない (ノンドミナント事業者の) 場
合、容易に認定され得るとしている。これは非支配的事業者への競争力強化を通じ
た外国側での競争促進を意図しているとも考えられる。

(2) 提案されている手続き

優遇措置に関する認定取得義務をドミナント (支配的) 事業者のみに適用する
こととし、ノンドミナント (非支配的) 事業者への規制を緩和する。但し、支配力
が判断されていない事業者のための、支配力の判断基準の設定及び内容につきコメ
ントを求めている。

7. 終わりに

7-1 KDD及びNTTの米国系列会社による第214条申請の行方

今回の規則制定案では、第214条認証における「公共の利益」の判断基準の1つで
あるECOテストを廃止することを提案しているが、その他の公共の利益要件は継続
するとされている。「3-1 第214条 (サービス提供 / 参入) 認証条件の変更」でも触
れたとおり、KDD及びNTTの米国系列会社による第214条申請を保留している主な
理由は、貿易問題に関する「行政府からの要請」であり、本規則制定手続きの結果、





認証が得られる見込みは無いものと判断できる。

KDD・NTTの米国関連会社の第214条認証保留問題

KDD及びNTTの米国系列会社による第214条申請を保留している理由は、NTTの調達問題とKDD・NTTに対する外資規制の2点に懸念を有するUSTR（国務省及び商務省と連名）からの保留要請にある。

USTRは、先進国日本における外資規制の完全撤廃が背後のアジア諸国の開放につながると考えており、KDD・NTTに対する外資規制は、経済的というより象徴的な意味合いから問題と捉えられている。一方、NTT調達問題においては、今年9月に資材調達協定の期限を迎えることから、これを延長させるための取引材料という経済的な理由から捉えられている。

今秋のNTTの資材調達交渉の合意の時点で状況が進展することが考えられるが、残る外資規制問題に対する交渉材料を他に見いだせない場合、米国が外資規制問題に固執する可能性は当然ある。KDDの外資規制を規定するKDD法の廃止は方針として明らかにされており、そのスケジュールがある程度明確になれば、KDDの関連会社による申請のみ認証される可能性も考えられる。（ECOテストでは、競争条件整備は必ずしも実施済みである必要はなく、近い将来（2～3年）に適用が確定していればよいとされていた。）

7.2 何が変わったか

「3-1.3 相互主義のみの廃止が意味するもの」で述べたとおり、FCCは、この規則制定手続きの後も、実質的に何も変えない事も、或いは参入規制は緩和するものの、拡充された外資系ドミナント規制により反競争的行為を厳しくチェックすることも可能である。また、ベンチマーク政策に力点をシフトさせているとも捉えることもできる。少なくとも、KDD及びNTTの米国関連会社による第214条認証の保留問題に影響がない点からは、WTO基本テレコム交渉合意を受けて形式的な変更を施したものの、実質何も変えていないと見ることができる。

7.3 GATS原則との整合

この規則制定手続きの後の規制構造は、以下の点において、WTO基本テレコム交渉の合意を十分に反映したとは言えず、GATS原則（市場アクセス、最恵国待遇、内国民待遇）に違反する可能性を有している。

KDD及びNTTの米国関連会社による第214条認証の保留問題に影響がないよう





に、FCCの恣意的な判断が可能であり、規制手続き或いは判断基準は極めて不透明（国内規制の透明性原則違反）

規制手続きに要する期間のガイドラインの不在（国内規制の透明性原則違反）

第214条認証・無線局免許につき、却下、条件付き認証・交付又は認証解除・免許停止の権限を有する（市場アクセス、最恵国待遇違反）

外資系ドミナント事業者を米国系ドミナント事業者から明確に区別し規制強化（内国民待遇違反）

外資系ドミナント規制に基本的規制と追加的規制を設けている（最恵国待遇違反）

GATS第6条（国内規制）の第1項に、全ての規制は「合理的、客観的かつ公平（reasonable, objective and impartial）」でなければならないと謳われている。しかし、電気通信サービス分野については、過去の経緯や自然独占性からこの規定のみでは不十分であるとの判断から、「適切な競争セーフガード」のガイドラインとして「参照ペーパー」が作成された。

FCCは、今回の規則制定案で継続或いは拡充する規制は「参照ペーパー」にある競争セーフガードに該当するとして合理化している。確かに、反競争的行為に対するセーフガードは、事業者の活動を一部制限するものであり、参入や参入後の行為に対する規制の根拠となり得る。では、ある規制が、市場アクセス、最恵国待遇、内国民待遇といったGATS原則違反にあたるのか、それとも反競争的行為に対するセーフガードに該当するのかを判断する基準は何か。

参照ペーパー（1.1）に「反競争的行為を防ぐための『適切な（appropriate）』手段は維持されなければならない」と記されており、問題とする規制が競争セーフガードとして「適切」か否かが判断基準となると考えられる。しかし、具体的な基準については合意作りの経緯も、また前例もなく、今後のパネル紛争処理の結論を待たなければならない^{（注7）}。

【参考文献・資料】

FCC ORDER AND NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING (FCC97-195/IB Docket No. 97-142)
GATS/SC/46/Suppl.2 (4.11)

（注7）

例えばある国が、米国の外資系事業者に対する追加的ドミナント規制は『適切』の範囲を超えているとして、参照ペーパー（GATS第6条）違反でパネルに訴えると、米国は当該規制は外国側の競争セーフガード不十分を補っているとして、当該外国を参照ペーパー（GATS第6条）或いは市場アクセス（GATS第16条）違反でパネルに訴えることが考えられる。



KDD RESEARCH



連邦控訴裁、FCCの相互接続規則(一部)を無効と決定

井上 茂雄

第8巡回連邦控訴裁判所はFCCの相互接続決定の柱である料金算定規則を無効とした。FCCの敗北、ILECsにとっては大きな勝利と位置付けられる。

1997年7月18日、第8巡回連邦控訴裁判所は、FCCに管轄権限がないことを理由に、同委員会の相互接続決定の柱である接続料金規則を含むいくつかの規則を無効とする判決を下した。米国通信法第2条(b)項において、州内通信に関連する料金等の管轄権限はFCCに付与されないと規定されている。この管轄権限の有無が本件の争点となっており、1996年2月に制定された改正通信法の解釈を巡る審議が中心である。控訴裁判所は、通信法第2条を変更するに必要となる明示的な表現は改正通信法に存在しないことを主な理由とし、FCCには相互接続料金等を定める管轄権限がないとの結論を下した。従って、FCCが定めた相互接続料金等の算定基準(TELRIC方式等)の正当性/妥当性に関しては、その審議は見送られている。FCCは本判決を不服として、直ちに最高裁判所へ上告する旨表明している。今回の決定は地域電話市場の競争促進を目指すFCCの権限を著しく削ぐものと位置づけられる。地域電話市場の開放を巡る現在の閉塞的な状況は当面改善されそうにない。以下に今回の決定の概要を紹介する。

(注1)
相互接続/アンバンドル・アクセス/伝送・着信料金についてはFLTELRIC方式(Forward Looking Long Run Incremental Cost)が算定基準として採用された。同方式は将来原価に基づく長期増分コストを求めるものである。一方、卸し料金の算定基準については、算定対象から除外すべきコスト要素を特定している。いずれの方式についてもFCCは代用値(Default Proxy)を試算しており、仲裁期限までに十分なコスト分析が終了しない場合はこの代用値を暫定的に適用するよう定めている。

1. 経緯

1996年8月1日、FCCは地域電話市場における競争促進を目的に定められた改正通信法第251条及び第252条を実施するため、相互接続に関わる規則を制定した。同規則は地域独占を排除する第一弾として注目され、かなり踏み込んだ内容としての評価をAT&T等、新規参入を目指す各事業者から得た。同決定でFCCは徹底した接続ルールを定め、既存地域電話会社(以下、ILEC)が新規参入者に課す相互接続料金/アンバンドル・アクセス料金/卸し料金及び伝送・着信料金の算定方式についても規定している(注1)(以下「料金規則」)。この料金規則を巡り、GTEを初めとした



KDD RESEARCH



ILECsから強い反対が表明され、また、FCCの規則が各州の管轄権を侵害するとして州公益事業委員会からも反対が表明された。本規則制定後まもなく、FCCの管轄権及び料金規則の正当性を争点とした訴訟が各地の控訴裁判所に多数提起され、これらの訴訟は第8巡回連邦控訴裁判所で一括審議されることとなった。1996年10月15日、同裁判所はFCCが制定した規則の根幹をなす料金規則の他、接続を求める事業者に対する「最恵国待遇」的取り扱い^(注2)を仮差し止めする決定を下しており、今回、漸く判決が下った。

2. 第8巡回連邦控訴裁判所の判決

2-1 概要

第8巡回連邦控訴裁判所は保守的な判決を下すとの評判を得ている模様であり、また、ここ20年間は通信に関わる案件を扱ったことがないと報道されている。今回の判決はこれらの特色を反映した内容と捉えることができる。今回の判決で同控訴裁は改正通信法の条文の文言に忠実に従い、その文言から多少なりとも逸脱した規則については無効としている。通信の専門家でないことから、通信固有の本質的議論については極力避けている感は否めず、主に管轄権限や法の構文上の解釈によって判決を導いている。また、従来からの州の管轄権を尊重する判決要旨となっており、この点で同裁判所の保守性が現われたと言えよう。

今回の判決で控訴裁はいくつかの点においてFCCの考えを支持しているものの^(注3)、仮差し止めした前記2つ規則の他、FCCが定めた多くの規定を無効としている。これは地域電話市場の競争を促したいFCCにとって極めて大きな打撃であり、ILECsにとっての勝利である。以下、FCC規則の柱であり、また、地域電話市場の競争の行方に最も影響を与える料金規則について、控訴裁がこれを無効とした判決要旨を紹介する。

2-2 料金規則

前述のとおり、控訴裁はFCCの定めた料金算定方式の妥当性についての審議を見送り、FCCの管轄権限の有無に絞った議論を展開している。具体的には、通信法第2条(b)項を変更し、州内通信と位置づけられる相互接続料金をFCCが管轄するための法的根拠を改正通信法が付与しているかという点である。

(注2)

控訴裁は"Pick and Choose"規定と呼んでおり、接続を求める事業者が、求められる事業者が他の事業者と既に締結した接続協定事項のうち、自社に都合の良い条件(料金を含む)を自由に選ぶことを可能とするもの。

(注3)

OSS (Operation Support System) や転送等のデータベース機能をアンバンドルされるネットワーク要素として定めたFCCの規則を控訴裁は支持し、GTE等によるこの部分の訴えを却下している。



KDD RESEARCH



2-2-1 改正通信法第251条及び第252条

改正通信法第251条では全ての電気通信事業者に相互接続義務を課し、特にBOCsを含むILECsに対しては、そのボトルネック支配から生ずる競争優位性を削ぐためにいくつかの追加義務を課している。ILECsに課された主な義務は、技術的に可能な全てのポイントでの相互接続、ネットワークのアンバンドル化、卸料金の設定等であり、これらの料金は『第252条の要件に従い、公正、合理的で非差別的』でなければならないと定められている(第251条(c)項)。第251条(d)(1)項において『FCCは法の制定日の6カ月以内に本条を実施することを目的に規則を制定しなければならない』と規定されている。FCCは本項を根拠に、料金算定基準を含めた相互接続ルールの具体的要件を規定する権限を有している旨主張している。

一方、第252条は第251条で定められた相互接続ルールを強制するためのものとして位置づけられる。相互接続に関わる当事者間交渉が難航し、申し立てが行われた場合は州委員会の仲裁を義務づけ(第252条(b)項)、そして料金決定基準を含め、州委員会の仲裁・審理の判断基準を定めている(第252条(c)(d)項)。GTEを初めとした控訴請求者は本項により、料金基準を定める権限は州にあることは明白であり、FCCには管轄権がないと主張している。

FCCはこれに対し、州の仲裁基準が第251条の要件にも従うことが第252条(c)(1)項で規定されている点に言及し、従って前記の第251条(d)(1)項規定により(第251条実施のための規則制定義務)、料金基準算定に関してFCCは州と同等の権限を有すると解釈している。

2-2-2 控訴裁の判断

第251条では地域電話事業者に課される義務が掲げられているが、いくつかの項目の中には、その義務の具体的要件をFCCが定めることを明示している^(注4)。例えば、同条(b)(2)項では、ナンバー・ポータビリティの提供要件をFCCが策定することを明確に定めている。FCCが規則を制定する権限を有するのは、このような、文言上の明白な記述のある項目に限るとの解釈を控訴裁は示している。

料金算定基準については、前述のとおり、第251条では『第252条の要件に従い、公正、合理的で非差別的であること』とだけ定めている。第252条においては料金算定の指針が規定されているが^(注5)、この項は州委員会の仲裁基準を定めたものであり、FCCに料金算定基準を定めることを規定している部分はない。控訴裁は、第251条及び252条を含め、改正通信法においてFCCに州内通信に関連する料金を管轄

(注4)
FCCを明示しているのは第251条(b)(2)項の他、同上(d)(1)項(実施のための規則の制定)、同(e)項(番号計画管理)、第252条(e)(5)項(州が措置を怠った場合のFCCの措置)である。

(注5)
第252条(d)(1)項では州委員会による仲裁に際し、料金はコストに基づくこと、非差別的であること、及び、妥当な利益を含めることができる、と定められている。





する権限を付与する明白な記述はないとし、これを以てFCCに料金規則制定の権限はないとの結論を下した。

控訴裁はまた、最高裁判所が以前に示した見解を判例に挙げている。1986年、ルイジアナ州公益事業委員会とFCCとの訴訟案件の際、最高裁は、

『FCCに管轄権を付与するためには通信法第2条(b)を修正するか、あるいは
明白な表現による立法措置が必要である』

と述べている。控訴裁は、1995年に議会に上程された通信法案においてはFCCに管轄権を付与する明白な規定が含まれていた点に言及している。1996年改正通信法で同規定が削除されていることは、FCCに管轄権を付与すべきでないことを議会が意図したと考えるのが妥当であると述べている。

3. 議会の意図

改正通信法は議会通過までに条文の修正や削除が繰り返され、議会による妥協の産物と言われている。控訴裁の指摘のとおり、FCCの管轄権限に関しても、1995年の法案段階ではFCCに料金規則制定の管轄権を付与する明白な記述が含まれていたが、同法案は廃案となっている。しかしながら、改正通信法でこの規定が含まれていないことを以て、FCCに権限を付与することを議会が否定したとの結論を導いた控訴裁の議論には短絡的な面がある。

前述のとおり、改正通信法は妥協の積み重ねによって議会を通過した。「競争」を巡る共和党と民主党との考え方の違い、また、長距離事業者と地域事業者の利害対立に伴う激しいロビー活動等、法改正を巡って多くの問題点が存在した。毎年法案が上程されては廃案となっていたが、次第に議会の立法能力を疑問視する声も高まっていた。このような報道は議会に危機感をつのらせ、早期の法案通過に対する焦りとなって表面化していったのである。この結果、法制定の最終段階に来て議会は懸案となっている項目について、その十分な議論による共通の認識を得ることを怠り、その項目を単に削除するという安易な妥協を図った形跡が窺われる。このような修正や削除を繰り返した改正通信法にはその構文や表現に曖昧で不十分な面があると指摘することができよう。

曖昧な条文の文言や構文に忠実に従った解釈では、法の基本精神が看過されかね





ない。FCCに料金規則制定の管轄権を付与する明白な記述は改正通信法にないものの、地域電話市場における競争促進を目的とする第251条では、その実施のための要件をFCCが制定するよう定めているのも事実である。改正通信法の大きな目的でもある「地域電話市場における公正有効競争」を促す上では接続料金が最も重要な要素である。議会がFCCによる一元的・横断的料金規則の制定を意図していた可能性を否定することはできない。

今回の控訴裁の判決の発表を受け、民主党のマーキー（Markey）上院議員と共和党のマッケイン（McCain）上院議員は各々次のとおり、判決を批判するコメントを述べている。

「控訴裁の判決は極めて一面的であり、欠陥がある。」（Markey）

「今回の判決は競争促進という法の目的を達成するうえで必要なFCCの管轄権限を著しく侵害するものである。FCCにとってのこの後退は、競争促進に係る改正通信法の実効性を更に弱めるものと危惧され、FCCの競争促進政策に重大な打撃を与えるものである」（McCain）

5. 最後に

米国では「再販事業」を育成することによって長距離市場の競争を促進させてきた歴史があり、これはまた米国固有の「政策」でもあると言えよう。地域電話市場の競争促進を目的に定められたFCCの料金規則もこの政策が根底にあり、再販による市場参入を容易とする内容となっている。今回の判決では、管轄権限がないとの理由でFCCの料金規則は無効とされた。従って、料金規則の妥当性に対する判断は示されていない。地域電話市場における相互接続料金の在り方に関し、米国で共通の認識が得られるまでに未だ時間がかかりそうである。

FCCは本判決を不服とし、直ちに最高裁へ上告する旨表明したが、実際には上告したとの報道は見られない。替わって1997年8月14日、FCCのハント委員長は、FCCに管轄権限を与える等、新たな立法措置を議会に求めるコメントを演説の場で述べている。改正通信法の曖昧な構造や文言ではFCCの主張が裁判所によって認められる公算が低いとの判断が働いている可能性がある。予算の限られているFCCとしては、無駄な訴訟費用の支出を極力避けたいところであろう。州自治を重んずる米国においては、州の管轄権限や主権に関わる事項に対しては極めて慎重であることを今回





の判決は示していると言える。明確な法的根拠が付与されない限り、FCCが州内事項を管轄することは、米国で許容されそうにない。

一方、国際通信市場に目を転じてみれば、今回の判決が発表されて未だ日が浅い1997年8月7日、FCCは国際計算料金に関わるベンチマーク決定を採択した。国際計算料金とは、国際通信の提供に際し、米国事業者（発信側）が外国事業者（着信側）の設備（地域電話網を含む）を使用する際に発生するコストを補償するために定められる料金を意味する。「国際版」の相互接続料金として位置づけることができよう。この決定でFCCはこの「国際版」の相互接続料金の算定基準及びそのレベルを一方的に定めており、その根底にある考え方とは、米国内で定め、そして無効とされた相互接続料金規則と同じである。米国内でも未だ十分なコンセンサスが得られていない相互接続料金の在り方について、FCCの論理を一方的に他国に強制しようとするこの決定に対し、多くの国から強い非難が寄せられている。FCCの政策を「普遍的な論理」として置き換えた「ベンチマーク決定」あるいは同委員会の姿勢に対し、疑問の感を禁じえない。

国際計算料金も含め、相互接続料金の在り方について、利害関係者全てが満足する方式を見出すことは不可能である。しかしながら、規制のボーダレス化を狙うような、「強者の論理」を一方的に押しつけることは許容されるべきではない。

【参考文献・資料】

- Opinion No.96-3321 United States Court of Appeals for 8th Circuit
- Telecommunications Report 7/21, 7/28,8/18
- Communications Daily 7/21
- KDD総研R&A 1996年9、10、11月号





電信総局、1996会計年度の業績

神保 修

売上高は前年度比9.1%の増収で、税引き前利益は前年比3.6%の減益。

台湾電信総局（DGT）による通信事業の最終年度である96年会計年度（95年7月1日～96年6月30日）の業績を97年7月に同事業を引き継いだ国営中華電信（CHT）発行のアンニュアルレポートにより紹介する。なお、中華電信初の事業年度である97年度（96年7月1日～97年6月30日）の業績の速報値も紹介し（本アンニュアルレポート発行には数ヵ月要する模様）、台湾電気通信市場における規制緩和の状況などを概観する。

1. 台湾の通信事業の業績

売上高は前年度比9.1%増の1,573億NT\$（新台幣ドル：1NT\$=4.18円）、税引き前営業利益は前年度比3.6%減の439億NT\$であった（図1参照）

（97年度の売上高は前年度比5%増の1,650億NT\$（約6,897億円）、税引き前営業利益は前年度比13.9%増の500億NT\$（約2,090億円）である）

国際通信サービスの売上高は前年度と横並びの256億NT\$であり（図2参照）、総売上に占める割合は前年度に比べて1.5ポイント減の16.3%であった。

国際電話サービスは発信分数ベース前年度比20%増の6.48億分を計上した。国際電話収入は国際通信サービス総売上の94.3%を占め、総売上の4.3%を占める国際専用回線サービスは総容量ベース前年度比42%増の15,507Kbpsを計上した。通信量と専用回線が増加したにもかかわらず、95年9月と96年1月に実施した料金のリバランシング（国際電話料の引き下げと市内電話料の引き上げ）によりDGTの売上増と営業利益の減少をもたらしたとCHTは分析している。

（97年度の国際通信サービスの売上高は前年度比46.9%増の376億NT\$であり、総売上に占める割合は前年度比6.5ポイント増の22.8%である。好調な経済成長と96年末までに予定されていた料金引き下げが本年4月16日まで延期されたことも、大幅な



KDD RESEARCH



売上増に寄与した模様)

なお、電話加入者数は96年6月末で957万（前年度比9.14%増）、97年6月末で1043万（前年度比8.91%増）であり、HiNet（インターネット）の契約者数は96年6月末で10.3万、97年6月末で27.8万である。

図1 電信総局の売上高・税引き前利益の推移

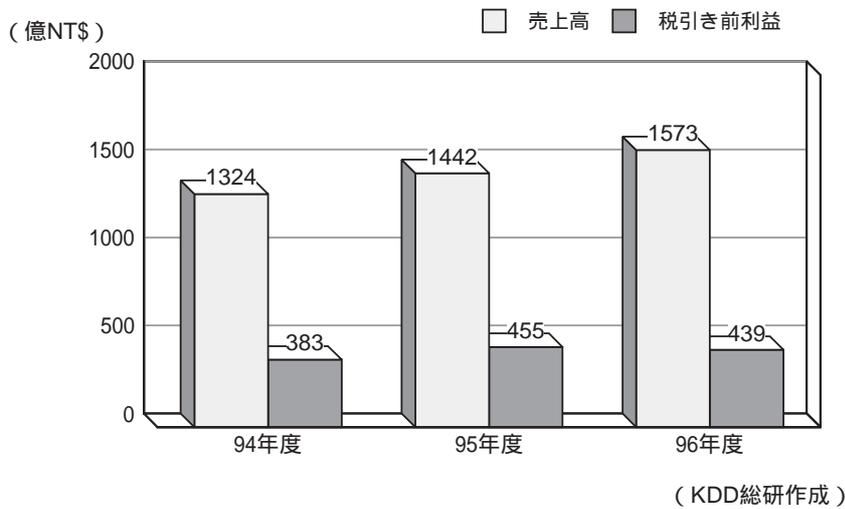
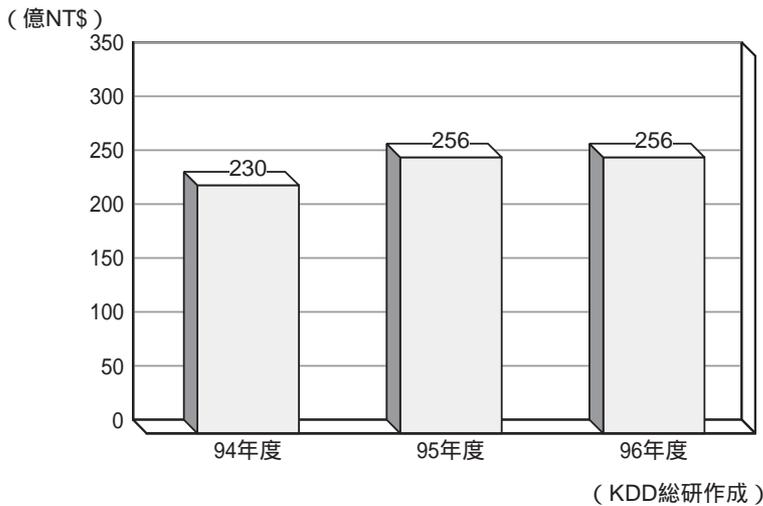


図2 電信総局の国際通信の売上高の推移



KDD RESEARCH



表：台湾発国際電話（分数ベース）の上位5対地（96年度）

対地	分数	総分数に占める割合	前年度比増加率
中国	149,705,493	23.07%	25.14%
米国本土	126,239,869	19.46%	16.23%
香港	78,611,911	12.12%	2.35%
日本	69,468,206	10.71%	7.10%
フィリピン	26,206,356	4.04%	63.79%
その他	198,621,018	30.61%	28.50%
合計	648,852,853	100.00%	20.05%

2. 台湾の通信自由化

2-1 背景

95年1月に行政院で可決された「アジア・太平洋オペレーション・センター計画」を受け、台湾政府は台湾をアジア地域の通信・放送のハブとするべく通信自由化策を推進している。野党と民間企業の通信自由化への強い要望及び通信自由化が加入条件の前提とされているWTOへの加盟を政府が目標としていることも推進の理由に挙げられる。

2-2 経緯

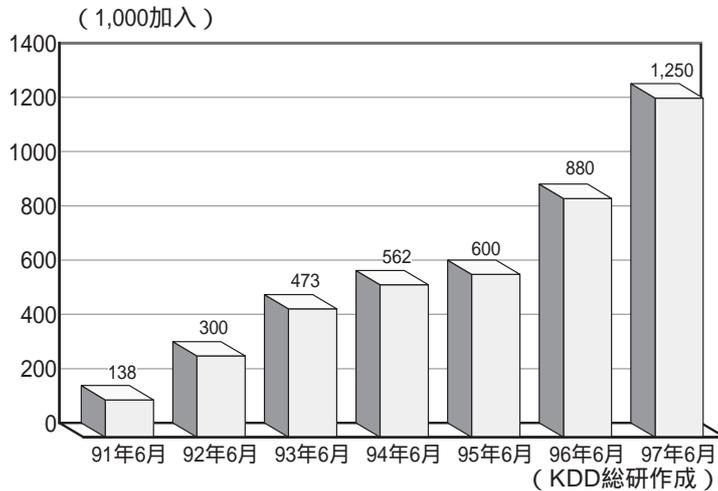
89年に付加価値通信サービスの自由化がなされ、さらに96年1月に、規制と事業運営を兼務していたDGTの電気通信事業運用部門の分離・民営化と通信事業への競争導入などを定める電気通信法、中華電信会社法、電信総局組織法の3法案が可決されて、政府は同年7月1日に政府全額出資の中華電信（CHT）を設立し、通信事業をDGTから同社へ移管した。DGTのBranchの形で国際通信を担当していたITAの国際通信事業も併せてCHTへ移管されたが、CHT下部組織の7つのビジネスグループの1つである国際電信分公司（CHT-I）が担当している。

本年1月に、DGTは合計6社（8件）にセルラー電話事業の免許を付与し、ページングサービスでは8社に免許を付与した。セルラー電話新規6社は合計で400万を超える契約者を獲得することが予想され、この数とCHTの現契約者（図3参照）と今後加入が予想される契約者数を併せると、600～700万に達すると予想する向きもある（普及率も6%から25%に増加）。





図3 台湾のセルラー電話加入者



<台湾の第1類電信事業（設備ベース）開放の経緯と今後の予定>

・移動通信業務	セルラー電話、ページング	1997年1月
	中継式無線電話	1997年3月
	移動データ通信	1997年3月
・衛星通信業務	衛星中継サービス	1997年4月
	衛星移動通信、衛星固定通信	1999年12月
・固定通信業務	市内電話、国内長距離電話、	2001年7月
	国際電話、広帯域通信、	
	高速データ通信	

3. 最近の状況

・入札方法の検討

移動通信業務の一連の免許付与を終えた交通部は、今後の通信業務開放に伴う入札方法を検討している。移動通信業務の入札では審査委員会を構成する審議制を採用し、ポイントの上位獲得者が落札した。この審査会に政党代表や政党推薦の代表（国民党、民進党、新党各1名）が参加した。政治的公平を期すための措置であったものの、政治的見解を異にするという理由で審査委員会をボイコットする委員が出たり、入札中に審査基準が変更されたりするという混乱を来たした





ことから、入札方法を含めた今後の通信開放政策に向けての検討が行われている。

・NIIの投資額

李総統が、「アジア・太平洋オペレーション・センター計画」の中でも電信センター化を優先的に進めることを表明したことを受け、台湾版情報スーパーハイウェイ計画（NII：高速情報通信網の構築）の11の実施項目（インターネット基幹回線の整備を初めとして、遠隔医療システムやインターネット利用の教育システム、行政事務手続きの電子化等）に2001年までに250億NT\$の投資を行うことを、本年6月に政府は発表した。

・電気通信法の改正案

交通部は本年7月に、電気通信事業における外資比率に係る電気通信法の改正案を作成した。

直接投資で現在の20%から30%へ引き上げ、間接投資（外資合弁会社の投資：外資出資比率が50%以下であれば本国資本として扱われ、50%を超える場合は直接投資比率に加算）が混在する場合は直接投資と加算して50%まで認められることとなる。

これに加えて、中華電信が提供している通信サービス間の相互補助^(注1)禁止に係る規定が電気通信法の改正案に盛り込まれる。この改正案は、行政院や立法院で審議された後、可決される見込みと伝えられている。

・CHTの動向

本年7月末に、CHTの株式の20～30%を市場に放出されることが交通部より発表された。上場の方法等未定であるが、満20才以上の国民（約1400万人）一人当たり3000株まで購入が可能で、98年末か99年初頭に実施が予定されている。200億～300億NT\$の資金調達が見込まれている。また、同株式の5～25%を国内の大企業、機関投資家及びCHTの社員へ売却する計画もあり、5年以内にCHT株式の政府所有比率を50%以下にする予定である。

CHTは、通信自由化の対抗策として海外事業展開の方針を示し、本年3月、ワシントンと東京に駐在事務所を開設した。8月1日に、香港支社を設立し、香港テレコムと業務提携の覚書に調印した。株式交換の計画はない模様であるが、香港

(注1)
セルラー電話の利益を市内電話の赤字に補填している。





に支社を設置した理由として、CHTの陳会長は「業務拡大や技術提携などを目的とした合併会社や戦略的パートナー作りの機会に香港が恵まれている」点を挙げている。

新規セルラー電話事業者のサービス開始は本年末以降と伝えられているが、95年8月に認可され順次サービスを開始したCT-2（発信専用コードレス電話）事業者9社（内1社倒産）とCHTとの接続料金について、当事者間での協議が成立していない。

一方、CHTのHiNetの提供主体であるCHTビジネスグループのデータ通信分公司（CHT-D）と国際通信分公司（CHT-I）との間で、インターネット電話サービスの提供を巡り、論議が起きている。台湾でもインターネットは急成長しつつあり、既存のGlobalOneとの基幹回線に加えて、AT&TとDS3（45 Mbps）を設定して米国との回線容量を5倍に拡充し、AT&TのWorldNetとも接続することを、本年7月にCHTは発表した。これまで、CHT-Dは国内のHiFAXサービスを、CHT-Iは国際のIFAXサービスをそれぞれ提供していたが、CHT-DがインターネットFAXとフレームリレーサービスを開始したことにより、CHT内でのサービス競争が始まった。CHT-Iは当初インターネット電話サービスに関心を示していなかったが、CHT-DがHiNetでの同サービスの提供を検討し始めたことなどから、政府の許可が下りれば同サービスを提供する意向を示し始めた。

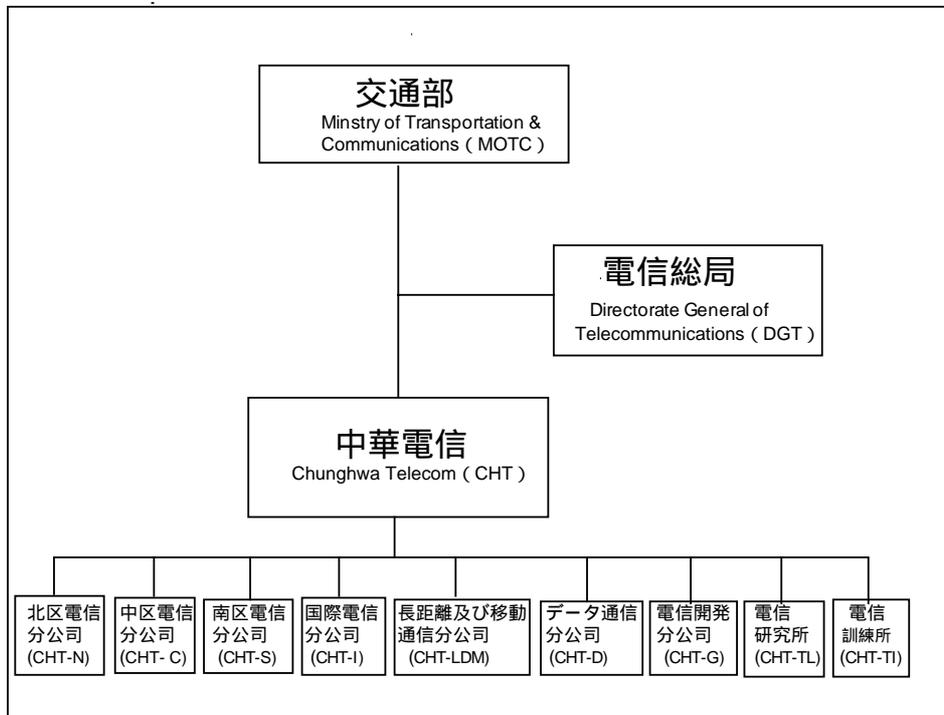
4. まとめ

台湾でも通信自由化の進展に伴い、事業者の数や質、相互接続料金などの問題が生じている。その一方で、選択肢が増え、低廉な料金でより良いサービスが受けられるという自由化のメリットを台湾のユーザーは手にしつつある。中国次第と言われている台湾のWTOへの加盟問題や外国通信キャリアの参入も予想される2001年の固定通信業務開放に向けて、CHTの民営化及び国際競争力強化の進展が注目される。





表 中華電信の組織機構



【参考文献・資料】

中華電信アニュアルレポート（96年度）

KDD台北事務所（5.7、5.28、6.4、7.10、7.21、他）

KDD TELECOMET H.K.（8.4）

Financial Times（7.25）





各国のテレコム情報

米国

ベル・アトランティックとナイネックス、ついに合併

FCCとの交渉により条件(地域競争促進策)付きで認証され同日合併。潜在的競争回避のデメリットを上回るメリットがこの条件により得られるとの根拠。

FCCは、本年(1997年)8月14日に、ベル・アトランティックとナイネックスの合併(通信法第214条及び310条に係る認証及び免許の譲渡)の認証決定を発出した。FCCは、両社の合併自体は地域通信分野における競争を阻害するものであり、公共の利益に反することから認められないと判断する一方で、両社が追加提出したコミットメントにつき、地域分野における参入障壁を改善するものであり認証の条件とすることで競争が促進され公共の利益が増すとし、後者の望ましい効果が前者の悪影響を上回ることを根拠として認証している。

以下では、まず合併に係る経緯を示し、次にFCCによる合併認証の根拠を概説する。

1 ベル・アトランティックとナイネックスの合併に係る経緯

(1) 両社の合意

(a) 当初の合併合意

両社は、昨年(1996年)4月22日月曜日に、週末に両社で開催された経営会議において合併を決定したことを発表した。この時点では、新会社を設立(会社名ベル・アトランティック(以下「新ベル・アトランティック」)/本拠地ニューヨーク市)し、これを持株会社として両社が傘下に入るという形式的に対等な合併形態を計画していた。

(b) 合併形態の変更

1996年6月26日、ベル・アトランティック及びナイネックスは、合併形態の変更を決定し、規制機関への各種申請内容の変更を申請した。内容は、合併の形式を、ベル・アトランティックが傘下に子会社を新設し、これとナイネックスを合併させる形態に変更するというものである。

両社の報道発表によれば、変更の理由は、合併に係る認証取得の可能性が不明瞭なワシントンD.C.への申請を回避するというものである^(注1)。これは、当初予定していた合併形態では、両社の営業区域である東部13州及びワシントンD.C.の全ての州・地区において事業譲渡の認証が必要であったが、変更後の形態であれば、認証は買収される事業者の営業区域(7州・地区)のみで済むことから可能となる。

(注1)

ワシントンD.C.の反合併法("anti-merger law")は、同地区内の公益サービスの事業譲渡を受ける等の場合、議会の認証を条件としており、両社は、議会のタイトなスケジュールから、認証の見通しは困難と考えた。



KDD RESEARCH



(c) 両社の株主の承認

1996年11月6日にナイネックスの株主が、また、同8日にはベル・アトランティックの株主が合併を承認した。尚、同6日には、通信産業の労働組合であるCWAが、合併を支持する姿勢を明らかにしている。

(2) 各州の検討

事業譲渡の申請（内容変更後）は、ナイネックスの営業地域である7州に提出され、以下のとおりに認証されている。

州名	認証年月日
コネチカット	1996年11月20日
メイン	1996年11月30日
ニューハンプシャー	1997年 1月 6日
マサチューセッツ	1997年 1月23日
バーモント	1997年 2月27日
ロードアイランド	1997年 3月10日
ニューヨーク（注）	1997年 3月20日

（注）ニューヨーク州は、品質基準を設定しその遵守を認証の条件としている。

(3) 司法省の判断

司法省の反トラスト部門は、本年（1997年）4月24日の報道発表において、同省におけるベル・アトランティックとナイネックスの合併（前者による後者の買収）に係る申請に対する検討の結果、「反トラスト法違反とはならず、規制手続きを取らない」と決定した旨を明らかにした。この発表文は極めて短いものであるが、同省はその他の文書或いはコメント等を発表していない。

(4) FCCの認証決定

3月までに全ての州の認証が出揃い、4月には司法省が反トラスト法審査の対象としないことを明らかにし、以降残るはFCCの認証のみとなっていた。FCCは、後述するとおり、今回の合併が競争に与える悪影響を問題視しており、ベル・アトランティックとナイネックスは、認証取得のための条件等につき、FCCと交渉を継続した。条件の具体的な内容がまとまった本年（1997年）7月19日、両社は、「コミットメント」としてその内容をFCCに提出し、FCCは、同日、ハント委員長のスピーチの中で、ベル・アトランティックとナイネックスの合併の認証が確定したことを明らかにした。

本年（1997年）8月14日に、FCCは合併に係る認証を決定し、同日、決定文を発出した。

(5) 合併の実施

当初は本年（1997年）4月1日を予定し、司法省及びFCCの認証等の見通しが立たないことからこれを5月2日までに延期された今回の合併は、FCCの認証決定を



受けて即時に実施されたことが、8月15日に新ベル・アトランティックにより報道発表された。

<新ベル・アトランティックのロゴ>



<合併前の両社のロゴ>



2 FCCによる合併認証の根拠

前述のとおり、FCCは、ベル・アトランティックとナイネックスの合併が地域及び長距離分野における競争の促進に与える悪影響と、両社が提出したコミットメントが競争促進に与える望ましい効果を比較して、合併認証に踏み切っている。以下では、合併の悪影響とコミットメントの望ましい効果に関するFCCの分析を概説する。

(1) 今回の合併が競争に与える悪影響

(a) ナイネックスの市場支配力を強化

現在ナイネックスがサービスを提供する7州における、住宅又は小口ビジネス向け地域通信サービスは、ベル・アトランティックが参入を検討した経緯があり、この検討は合併交渉が進展する中で中断されている。FCCは、隣接区域での事業実績や企業規模から、ベル・アトランティックをナイネックスにとりもともと強力な潜在的競争事業者と位置づけ、現ナイネックスの営業区域における将来の上位2事業者の合併は、既存の支配的事業者であるナイネックスの市場支配力を強化するため、1996年の通信法改正の主旨である競争促進を阻害し公共の利益に反する可能性が高いとしている。

(b) 競争回避的な横並びを誘導

強力な競争事業者の数が減少すると、事業者は提供条件をほぼ同等のものとして、相互に利益的な市場の均衡を求める傾向が現れる。しかし、寡占的な料金の高どまり等を例とするこの均衡は消費者の犠牲により成り立つものであり、FCCは、競争の効果を抑制する公共の利益に反す行為としている。

FCCは、ベル・アトランティックがナイネックスと合併せずに、競争事業者としてその営業区域に参入する場合には、顧客を有していないことから料金の横並びに参加するとは考えられないとして、合併により失われる競争の効果は大きいと評価している。

(c) 一般的な競争ダイナミズムへの悪影響

ベル・アトランティックは、当然ながら、ナイネックスと匹敵する或いはそれ以上の地域通信サービスに関する経験を有していることから、ナイネックスの営業区



KDD RESEARCH



(注2)
呼毎の接続・中継・着信形態、アンバンドルされたネットワーク要素 (Unbundled Network Elements / UNEs) の購入及び再販のためのサービス (卸) の購入という、通信法で規定された地域分野参入の3形態全てを含む。



KDD RESEARCH

域に参入した場合、効率的に競争を進展させ得、同区域における競争効果が早期に現れると期待することができる。FCCは、この極めて有力な潜在的競争事業者と支配的事業者であるナイネックスの合併は、1996年の通信法改正の主旨である競争促進を阻害し公共の利益に反するとしている。

(2) 両社のコミットメントがもたらす望ましい効果

FCCは、ベル・アトランティックとナイネックスが提出したコミットメントの内容は、両社の営業区域への新規参入リスク及びコストを軽減するという望ましい効果を有していると評価している。以下に、合併認証において条件とされた事項を概説する。

尚、全ての条件は認証から48ヶ月(4年)後(2001年8月14日)に解除されると規定されている。

(a) 設備・運用・技術に関する条件

サービスの提供に関する実施状況報告義務

新ベル・アトランティックは、実施状況報告 (Performance Monitoring Reports) を作成し、相互接続^(注2)を申込み(購入する)事業者の要求に応じて、これを提供することが義務づけられている。

これは、既存地域電話会社である新ベル・アトランティックが、相互接続条件或いは再販における卸価格において、自社の傘下の運用会社(いわゆるBOCs)と比較して不利な(差別的な)条件を課すことを防ぐことを目的としている。

報告には、以下の4つ場合におけるサービスの提供状況が記され、容易に比較できるものとなっている。

- 通常のエンドユーザへの提供
- 新ベル・アトランティック傘下の運用会社への提供
- 相互接続を要求する事業者への提供(全体平均)
- 相互接続を要求する特定事業者への提供(当該事業者のみに提示)

サービス提供の基準設定に係る交渉義務

新ベルアトランティックは、相互接続を申込み(購入する)事業者の要求に応じて、サービス提供基準の設定について交渉することが義務づけられている。

これは、上記(a)の実施状況報告と同様差別的取り扱いを防ぐことを目的としており、安定的な条件でのサービス提供を確保し、新規参入事業者のリスク軽減に資する。

基準の設定が義務づけられている具体的な項目は、以下のとおり。

- 個々の相互接続の発注(事前発注を含む)への対応
- 納期
- 請求方法
- 運用保守体制
- ネットワーク機能

運用サポートシステム(OSS)に関する条件

今回の合併認証に係る規制手続きにおいて、既存地域事業者の運用サポートシ



システム (Operation Support System/OSS) にアクセスできないことが参入障壁となっていることが、AT&Tをはじめとする地域分野への参入を計画している多くの事業者により指摘された。FCCは、この問題を解決することを目的に、OSSに関する以下の事項を、新ベル・アトランティックに義務づけた。

- 標準化機関^(注3)が選定する運用サポートシステム (OSS) へのアクセスに係るインタフェース技術による提供
- 申込みから45日以内のOSSインタフェース接続試験の実施

その他のインタフェースに関する義務

新ベルアトランティックには、相互接続を申込み(購入する)事業者とのインタフェース(OSSに係るものを除く)に関する以下の事項が義務づけられている。

これは、インタフェースの違いによる接続困難、或いはインタフェースの域内非統一による技術リスク及びコストという参入障壁を除くことを目的としている。

- 各種インタフェースの提供 (既存の相互接続で適用しているもの、標準化されたもの、GUI及びEDIインタフェース等)
- 営業区域内全域での同一インタフェースの提供

(b) 相互接続に係る料金に関する条件

初期費用 (当初一時的に発生する費用) の料金体系の多様化

新ベルアトランティックは、相互接続を申込み (購入する) 事業者に対して、当初一時金として発生する費用の支払い方法に、分割払い形態も提示することが義務づけられている。

これは、地域通信に特有の、参入時に必要な巨額な投資が競争的な料金設定を困難にし、参入障壁となることを防ぐことを目的としている。

以下の事項が具体的に規定されている。

- 相互接続において当初一時金が発生するのは、アンバンドルされたネットワーク要素 (UNEs / Unbundled Network Elements) 又は再販向けサービスの購入及びコロケーションの場合である。
- 分割払い形態の料金には金利、当該請求形態の管理費等を含ませることができるが、利潤等を加えてはならない。
- コロケーションの場合は、年間売上がUS\$20億 (約2300億円) 未満の事業者に対してのみ、分割払い形態を提示する義務を課す。
- コロケーションの場合は、分割期間は最長で18ヶ月とする。

中継区間の共用を反映する料金

新ベルアトランティックは、相互接続を申込み (購入する) 事業者に対して中継区間を提供する場合、UNEsとして当該事業者専用の容量を割り当てる形態以外に、傘下の運用会社及び相互接続する他の事業者と共用し、その料金を従量制 (分単位) により設定する形態をも用意することが義務づけられている。

これは、中継部分の調達 (既存事業者からの賃貸・購入を含む) には高額な投資を要することに加え、新規参入事業者にはトラフィック量或いはパターン等の情報が乏しく、効率的な調達も不可能に近いことから、競争的な料金設定が困難となり、参入障壁となることを防ぐことを目的としている。

(注3)
Alliance for Telecommunications Industry Solutions (ATIS)





将来原価に基づく料金

新ベルアトランティックは、相互接続（再販向けサービスを除く）に係るいかなる料金も、将来原価（forward-looking, economic cost）に基づく額により提示することが義務づけられている。

これは、（かつてのAT&Tによる規制と引き換えの独占及びMFJによるベル系地域電話会社による地域分野の実質的な独占という）過去の経緯の恩恵により既存地域電話会社が得た規模及び範囲の経済のメリットを、競争事業者も享受可能とすることを目的としている。

(3) 却下された両社が主張する合併のメリット

ベル・アトランティックとナイネックスは、いくつかの事項を合併のメリットとして指摘し、これらが悪影響を上回ることから両社の合併は公共の利益に資すると主張したが、いずれも根拠不十分或いは合併でなくとも求められるメリットであるとして、FCCにより却下された。以下に各事項の概要を記す。

(a) コスト削減効果

ベル・アトランティックとナイネックスは、合併により、重複部門の要員削減、機器調達・システム開発・研究開発・広告宣伝におけるコスト削減及び長距離分野参入に係るコストの削減等が得られることを主張した。

これに対してFCCは、指摘されたコスト削減が限界費用に与える影響は極めて小さく、合併の悪影響を相殺する程度にメリットをもたらすとは考えられないとして、この主張を却下した。尚、研究開発の統合は、研究開発競争を弱める点でむしろ悪影響を有するとした。

(b) 将来の長距離分野における競争力の充実

ベル・アトランティックとナイネックスは、合併により、AT&T、MCI或いはスプリントといった強力な既存長距離事業者に対抗しうる強力な潜在競争事業者を形成することとなると主張した。

これに対しFCCは、GTE或いはSNET（共に独立系既存地域事業者）は長距離分野に効果的に競争を生み出していると指摘し、両社が単独では既存長距離事業者に対抗しえないことが証明されておらず、合併は、長距離分野における有力な潜在的競争事業者の数を減少させ得るとして、両社の主張を却下した。

(c) ナイネックスの品質改善

ナイネックスは、7社あったベル系地域電話会社の中で際だって品質が悪いことで有名であった。一方のベル・アトランティックは、7社平均を上回る水準を維持していた。両者は、合併により、ナイネックスのサービス品質をベル・アトランティックの水準に引き上げることが可能になると主張した。

これに対しFCCは、サービス品質の改善は合併以外の方法ではあり得ないことが証明されていないとして、両社の主張を却下した。

(d) ネットワークの大容量化

ベル・アトランティックとナイネックスは、通信分野で現在進みつつあるネット





ワークの大容量化について、合併により、ソフトウェア開発費用の将来の回収に余裕ができること、重複投資を削減できること及び新サービスの互換性がより広い地域で確保されることが見込まれ、予想以上に困難なため進展が遅れている現状を改善できると主張した。

これに対しFCCは、主張されている効果が合併のみにより得られることが証明されていないとして、これらを却下した。

<出典>新ベル・アトランティック報道発表、FCC決定(FCC97-286/8.14)、KDDワシントン事務所等

COMMENT

1 合併に対するFCCの判断基準

FCCのハント委員長は、本年(1997年)6月19日の講演の中で、AT&Tとベル系地域電話会社のSBCコミュニケーションズとの合併は、AT&Tが地域分野における最も有力な潜在的競争事業者と言えること等から「考えられない(unthinkable)」として、認めない姿勢を明らかにしている。

また、本年4月1日に合併を実施したSBCコミュニケーションズとパシフィック・テレシスによる申請において、FCCは、相互参入により両社が競争する可能性が確認できなかったことを理由に、同1月31日に認証を決定している。

今回の合併認証では、ベル・アトランティックがナイネックスの営業区域への参入を計画し、同区域の有力な潜在的競争事業者であったこと確認されたため、両社の合併は、基本的には認められないとした。

このように、事業者の合併の判断は、反トラスト法に基づき、潜在的な有力競争事業者同士の合併か否かが基準とされている。(関連情報:情報番号97-04101参照)

尚、我が国ではNTTが資本分割されなかったため圧倒的なガリバー事業者が残り、地域分野の自然独占性から、「潜在的」かつ有力な競争事業者は当面現われ得ない状況にある。

2 FCCの取引

ベル・アトランティックとナイネックスは、合併予定期日を、本年4月1日から5月1日までに変更した後、司法省とFCCの判断が保留され続けたため「見通しが立たない」とのコメントを出すに至っていた。そして7月19日、両社から「コミットメント」提出され、ハント委員長の認証確定宣言が出された。両者が数ヶ月に及び、合併を巡る交渉を行っていたことが伺える経緯である。

上記1で述べたとおり、FCCは今回の合併を基本的には認めないとしていた。にも拘わらず合併を認証した背景には、通信法改正から1年半を経た現在も地域分野における実質的な競争が、未だにその端緒すら見えない状況にあることがある。

通信法改正以降の相互接続交渉の経緯では、「相互接続決定」の差し止めにも拘わらず、各州委員会は同決定にある長期増分費用方式(TELRIC或いはTSLRIC)を採用し、また、同決定が義務づけるOSSの提供についても最早論点ではなくなっている。現在では問題はより詳細な部分、例えば将来原価と取得原価(historical cost)のいずれを算定のベースとするか、或いはOSSの実際の接続を巡る条件或いは手続きにおける非差別性等に移ってきている。これらの新たな問題に対処するため、FCCは「第2次相互接続決定」を制定したい状況にあるといえ、ベル・アトランティックとナイネックスの合併認証申請は、新たな(既存地域事業者により厳し



KDD RESEARCH



い) 条件を課す格好のケースとして扱われたものと推測できる。

尚、第8巡回裁判所は本年(1997年)7月18日に判決を下しているが(本号別記事参照) 料金算定方法等に係る規定には直接触れていない。また、OSSについては、UNEsとして提供義務を課すことについて同意するに留まっている。

3 競争の遡及措置としての将来原価

FCCは、相互接続関連料金を将来原価に基づき算出することを義務づける根拠として、単に既存の独占事業者の優位性を削ぐだけではなく、「歴史的に独占事業者と位置づけられてきたおかげで享受できた規模及び範囲の経済のメリットを競争事業者と共有する」と表現している。これは、競争導入がずっと以前に行われていた場合に得られる効果(ネットワーク建設コストの効率化、競争事業者が実現する規模及び範囲の経済)を瞬時に実現させようとする試みともいえ、競争促進策として優れているといえよう。(大谷 潤)

スリランカ

スリランカ・テレコムの株式35%をNTTが取得

スリランカ政府の悲願であった国営会社スリランカ・テレコムの民営化がようやく実現。KT、FTの撤退理由とNTT進出の意図は?

本年8月5日、NTTはスリランカの国営通信会社スリランカ・テレコム(Sri Lanka Telecom Ltd.、以下SLT)の株式のうち35%を2億2,500万米ドル(約265.5億円)で購入することで合意、調印を行った^(注4)。同時に、NTTはSLTの経営権の一部を獲得し、計10名の取締役のうち現NTTI社長を最高経営責任者(CEO)とする計4名をNTTから送り込むこととなった。

現地報道によれば、スリランカ政府は、SLTの株式売却資金のうち100億ルピー(約1.8億米ドル^(注5)/212.4億円)を国債の償還に充当し、15億ルピー(約2,700万米ドル/約31.9億円)の金利負担減少を図る。また、NTTは現在30万回線と言われるスリランカ国内の電話加入回線の積滞を今後数年間で解消するため、今後さらに3億米ドル(約354億円)の設備投資を行う予定である。すでにその資金の一部は日本の海外経済協力基金(OECF)^(注6)から「コロombo首都圏電気通信網整備事業」に対する100億2,300万円の円借款として調達する目処が立っている。

昨年後半から開始された国際入札では、最初に選定されたのがBuckeye Corporation(シンガポール)、FT(仏)、ハチソン・テレコム(香港)、KT(韓国)、NTTおよびテレコム・マレーシアの6社で、その後の技術審査の結果ショートリストに残ったのは、FT、KT、NTTの3社であった。

しかし、今年4月に入り、FTはグローバルワンに専念するとともに、98年からの欧州域内通信の完全自由化に備えることを理由に撤退、KTはSLTと競合するWLL(Wireless Local Loop)利用の新規加入電話事業者Lanka Bellの主要出資者

(注4)

NTTへの株式売却後の出資率は、スリランカ政府61.5%、NTT35%、SLT職員3.5%である。同政府は、今後さらに株式を売却し、政府の株式保有率を51%まで引き下げること示唆している。

(注5)

1米ドル=55.147スリランカ・ルピー(96年1~11月平均)にて算出。

(注6)

経済企画庁の所管下にある全額政府出資の特殊法人。日本政府が開発途上国に対して、二国間合意に基づき長期、低金利の貸付けや出資を行うことを目的に1961年に設立された。政府開発援助(ODA)としての直接借款もすべてこの基金が担当している。



KDD RESEARCH



Transasia Telecom の所有株式73%のうち39.3%の買収に成功したことから、やはり撤退を表明し、最終的にNTT1社の単独入札という結果となった。

<出典>KDDテレコムシンガポール(8.7)、スリランカ中央銀行年次報告書(96年版)、Daily News(8.6)等

COMMENT

1. SLTの現状

SLTの民営化については、1995年12月に閣議決定が行われ、スリランカ政府の当初計画では、昨年9月までに完了する予定であった。昨年の時点でのSLTの35%の株式相場はアナリストの間では3億から3億2,500万米ドル(約354億~383.5億円)と評価されていたが、同政府は今回それを1億米ドル(約118億円)近く下回る値で売却したこととなる。これは、民営化に際し、SLTの労組問題、ならびに国営会社の民営化を担当する政府機関である公共事業改革委員会(PERC: the Public Enterprise Reform Commission)の委員長交替などにより、最高価格での売却のタイミングを逸したとすることができる。

また、FTおよびKTが退いた背景には、次のようなSLTを取り巻くマイナス要因が指摘される。

(1) 基本電話サービスにおける競争の開始

SLTは、1991年に施行された電気通信条例第25号によって、固定電話サービスの独占免許を付与されたが、その後もSLTの回線増設は資金不足^(注7)、不安定な社会情勢などが原因でなかなか進まず、2000年までに加入電話を100万回線とするという目標値を実際は大きく下回り、電話需要の急増に伴う積滞も96年末で約26万回線に達している(加入電話敷設回線数が計25.6万回線、100人あたりの回線数が1.39)。このような深刻な加入電話不足への切り札として、政府は1996年3月、民間のWLL事業者2社に対してコロombo首都圏における電話サービス^(注8)への参入を認めた。その内の1社Telia Lankaはずでに1996年末からサービスを開始している。また、加入電話を代替し得るセルラー電話事業者4社の追い上げもあり、今後の国内電話サービス市場では特に需要の集中するコロombo首都圏内において激しい加入者獲得競争が予想される^(注9)。

(2) 非効率的事業運営

SLTの職員は現在8,700人、従業員1人あたりの運用回線数が29であり、公社時代^(注10)以前から続く高コスト体質が改善されていない。政府が民営化計画を発表した1995年当初からSLT労働組合からの民営化への反発という深刻な問題も抱えている。今回の民営化に際しても、SLT経営陣は、SLT職員の雇用確保を条件とすることで組合側の合意を得ており、大幅な人員削減は困難である。このような中で、効率的な要員配置、民間企業並みの会計システムの確立、料金徴収システムの改善など、コストダウンを目指した事業運営の改善を行っていく必要がある。

(3) 国内通話サービスの非採算性と相互接続協定問題

SLTの一般の通話料金もコストを度外視した料金設定^(注11)である上に、寺院、および軍隊への通信サービスを優遇し、政府への通信サービスを全て無料で提供している。このため、国内通信の収益性はきわめて低く、国際通信からの内部相互補助

(注7)

第2期通信開発計画(1990年~1997年)は、SLTの自己資金では足りず、アジア開発銀行ならびに世界銀行からの融資、また日本の海外経済協力基金(OECF: Overseas Economic Cooperation Fund)からの円借款等を受けて行われてきた。

(注8)

加入電話の他、データ伝送、公衆電話、ボイス・メール、ファクシミリサービスも免許内容に含まれている。

(注9)

ちなみに、スリランカは、1995年現在、人口1,811万人、国土面積6.6万平方km(北海道の約0.8倍程度)の島国である。人口の約7割は首都コロomboを含む島南西部に集中している。

(注10)

SLTは、91年1月、郵電省電気通信局(SLTD: Sri Lanka Telecommunications Department)から分離、公社化した。その後96年9月25日より株式会社となっている。

(注11)

96年2月現在、SLTの市内通話料金(平日昼間)は最初の7分までが約4円、市外通話料金(平日昼間)は最初の3分約4円。この他加入電話設置時に、加入申込金250ルピー(約850円)設置料13,000ルピー(約44,300円)が必要。



KDD RESEARCH



(注12)

Sri Lanka Telecommunications Authority (SLTA) を指す。電気通信総局長を頂点とする電気通信事業に関わる許認可・規制機関。91年1月の電気通信条例25号に基づき新設され、料金制度、事業社間相互接続料、事業の許認可、無線周波数割り当て、国内番号計画、消費者保護、関連法令の施行等の監視・監督を行う。

(注13)

米国の「Bill and Keep」方式に相当する。

(注14)

これを不服として、同コンソーシアムは地方裁判所に提訴したため、一時回免許の付与が遅れた。これに対してスリランカ政府は、現地企業の入札資格である過去3年間の売上高が最低190万\$以上という条件を満たしていなかったことが落選理由であると正当性を主張した。

(注15)

同ケーブルのインド側の陸揚げ地点は、Kerala地区 Cochin であり、NTTの出資するタミル・ナドゥ地区の反対(西側)に位置する。

(注16)

94年11月、現地財閥RPGゴエンカグループとのコンソーシアムRPGページングに10%出資するとともに、技術コンサルティングも供与。95年6月からサービスを開始し、デリーでは70%のシェア(約2万加入)を獲得している。

(注17)

96年3月、インド財閥RPGゴエンカグループ51%、NTT39%、伊藤忠10%出資のコンソーシアム、Basic Teleservicesは、タミル・ナドゥ地区の域内電話事業免許を約3,500億円で落札した。ただし、昨年10月、インド電気通信庁(DoT)を相手に訴訟を起し係争中のため、サービス開始が遅延している。



KDD RESEARCH

により成り立つ構造となっている。

また、昨年11月、規制当局^(注12)は、SLTとWLL利用の新規事業者2社との間の相互接続に関し、国際通信分野を持たない新規事業者を保護する政策を提示している。この内容は、96年12月1日から1年間は、事業者間の国内相互接続料を、発信者側総取り(SKA: Sender Keeps All)^(注13)とするというものであり、サービス開始当初から圧倒的にトラフィックが超過するであろう新規事業者発信SLT加入者宛の通話について、新規事業者からSLTへの支払が一切生じないこととなり、SLT側の設備をただ同然で利用できることになる。これに対して、SLTは地方裁判所に提訴中であるが、現在4社あるセルラー電話事業者もSLTに対して相互接続条件の改善を要求してくることも当然予想される。

2. NTTの意図

一方、落札したNTT側には、スリランカの通信市場への進出については、昨年来の思い入れがある。96年1月のWLL利用の加入電話サービス免許入札(前述項目1(1))に、現地企業Maharaja Organizationとの間でコンソーシアムSunpower Systemsを組んで参加したが選定に漏れているのである^(注14)。今回のSLTへの出資はスリランカ進出の2度目の試みであるが、これほどまでにNTTがスリランカに固執するのはなぜであろうか。

最近、頻繁に指摘されている、アジア・太平洋地域の国際通信市場におけるNTTのプレゼンスの誇示以外の理由として、報道等では以下の点が伝えられている。

(1) 南アジア地域の中規模通信ハブとしての成長性

スリランカの首都コロンボは、SEA-ME-WE3ケーブルの陸揚げ地点ともなっており^(注15)、地理的にインド洋とアジアおよび欧州を結ぶ中継地点と位置づけられる。また、スリランカは、南アジアの自由貿易の中核拠点としての機能を持ち得、将来的に経済発展が進めば中規模通信ハブとしての成長性が期待される。

(2) 国際通信サービスによる採算性

SLTの経営を支えているのが収入の70%を占める国際通信サービスである。その大部分を占めるとされる国際通話に関しては、発着比率が1:3で国際計算上受取超過となっており、国際計算料金収入が国内インフラ整備上の重要な原資にもなっている。現在のところ、スリランカ政府は新規事業者に対して、国際通信分野への参入を認めておらず、SLTの独占が守られている。

上記(1)に関しては、すでにNTTはインド財閥と手を組み、インドの大都市デリー、マドラス等におけるページング事業^(注16)に進出している他、昨年3月、インドの域内電話事業の入札ではマドラスが位置するタミル・ナドゥ地区の落札に成功し^(注17)、今後自由化の予想されるインドの長距離通信分野への進出、ひいては南アジア地域における国際通信拠点の足場を築き上げつつあると言える。ここで、更に地理的にもマドラスに近いスリランカを照準に入れる必要性は低い。また、スリランカの場合、脆弱な通信インフラ基盤を今後飛躍的に整備していかなければ、シンガポール、香港などのように外国企業の誘致とそれに伴う経済発展により通信ハブとしての成長を求めることは難しいであろう。



上記(2)については、国際通信による収益は国内通話の赤字補填(内部相互補助)および積滞する加入電話回線の増設のための設備投資に活用されるという資金の流れに吸収されるため、当面は投資のリターンは期待できない。それに加え、最近の米国のベンチマーク決定に象徴される、先進国からの国際計算料金の引き下げ圧力によるコスト上昇の可能性、或いは、WTOの基本電気通信交渉における「料金リバランス(国内-国際間)の進捗に応じて2000年1月以降に国際電話部門への競争導入を検討する」という約束に基づく、スリランカ政府からの国際料金の値下げ圧力による収入減の可能性があり、更に、独占が長期的には保証されていない状況では、従来の国際通信サービスに収入の大部分を見込むという収益構造も見直さざるを得なくなる。

NTTは、SLTの経営権を獲得しCEO以下4名を送り込むことで収益性向上に直接関与するとはいえ、これまで指摘した事項を考慮すると、本件は、NTTのその他のアジア投資案件と比べても困難の多いものである可能性が高い(将来仮にSLTから撤退するとした場合に、株式の売却において利益を得る可能性も低い)。これは、本件を「民営化を援助する親善的な考えが基本にある」点で他案件と「意味合いが違う」とする宮津社長の発言(8月27日)にも見ることができる。

但し、NTTは、経営陣の派遣を通じた発展途上国における通信事業の経験を蓄積することが可能であり、これは今後の同社の海外展開における資産になるものと考えられる。また、アジアが世界経済の牽引車となるための必要な投資活動の一環であり、将来の様々な分野のパイ拡大に資するとの期待は、現時点では決して否定できるものはない。これらの期待と短・中期的な資金ロスの比較考量は、当然ながら、同社の経営判断に依存するところである。但し、次項に述べる懸念がクリアされていればであるが。

3. SLTの収益性問題が示唆するもの

7月1日の日経産業新聞「発信アジア通信-1」において、NTTの海外投資については、投資効率の点で、社内からも疑問の声が出つつあると報じられている。将来的なリスクはともかく、インフラ投資の裏付けにOECD等の援助資金があり、何よりも経営権を獲得している点で、本件を「より積極的な」投資への第1歩と位置づけ、投資の正当性或いは社内の予算折衝へのアピールとすることは可能かもしれない。先の社長発言に「収益性がなければ引受ない」という漠然とした一言が付け加えられたのも、社内のバランスを考慮したためかも知れない。しかし、この「収益性」はより大きな問題を導いている。

地域分野の支配的事業者による海外投資は、当初のSLT入札者に見られるとおり、世界的にも活発化しているが、米国及び英国は、このような海外への投資活動が国内に及ぼす悪影響を認識し、規制を設けている(コラム「海外投資とユニバーサルサービス」参照)。問題は、支配力を有する地域部門と海外投資部門の間の内部相互補助であり、これにより我が国のユニバーサルサービスが阻害され、更には高利潤・高コスト構造を温存することとなる可能性があるのである。

(1)ユニバーサルサービスへの悪影響

NTTは、ユニバーサルサービスの提供義務と引き換えに、規制による独占的地位





を有し競争導入後も支配的事業者たり得ている。当然、規制の庇護の下で得た余剰資金は、義務の履行に資する投資活動或いは値下げの原資に用いられるべきである。国内の通信サービスに直接の関係の有していないNTTの海外投資活動も、それが支配力に起因する利潤或いは内部留保等の資産に基づき行われる場合には、一般企業のものとは異なり、一定期間に見込まれる投資収益が国内サービスの料金値下げ或いは品質向上として反映されるという循環が成り立っていないなければならない。しかしながら、上述のとおりSLTへの投資では、収益性に関する不安材料が多い。NTTの投資活動が今後一層活発化する過程で、各種投資案件の短・中期的な資本口スガ、競争の無い地域分野の収入により賄われるとした場合、その負担は、NTTのサービス或いはインフラを使わざるを得ない利用者が負うこととなり、料金の低廉化或いは品質向上の面で我が国のユニバーサルサービスは損なわれる。

NTTによる一定規模以上の海外投資案件については、事業性或いは収益性及び会計分離に対する客観的かつ精緻なチェックが求められよう。

(2)高収入・高コスト構造の温存

NTTは機会ある毎に、ユニバーサルサービス提供義務の負担と地域分野の赤字を主張してきているが、これを明確に裏付けるデータの提供は拒み続けている。

NTT分割論議の過程で、分割モデルでの財務試算データの提出をNTTに断わられた電気通信審議会特別部会が、やむを得ず独自の試算を用いて分割答申を行ったところ、直後にNTTから反論のための別の試算結果が提出され、更にこの後の直近の事業実績報告では、地域部門が既に黒字化していたのは記憶に新しい。

また、地域電話料金、相互接続・アクセス料金及びユニバーサルサービス支援制度からの補助金という分社後のNTT東西地域会社の収入源の算定方法に、長期増分費用方式を導入することへの反論においても、「事業の健全性」という公共性の確保のために経済効率を犠牲にせざるを得ないという雑駁な議論に終始し、裏付けとなるデータを示し得ていないことからこの主張は難しいとの指摘が、InfoCom REVIEW Vol 10 (1997年4月『「接続の基本ルール」と新たな規制環境』)においてなされている。

よく言われる高コスト体質が本当だとすれば、地域部門の赤字は企業努力で削減できることとなる。NTT分割・再編の目的はまさにこれであり、分社及びその後の料金規制により、NTTが現在抱える非効率や不適切な内部相互補助の実態が明らかにされるだろう。コラムに記した米国RHCsの例を見ると、NTTが詳細なデータの提示を拒否し続ける一方で海外投資を活発化させている意図が、余剰リソースの効率化圧力が料金規制を通じて課された場合に処分を要する内部留保或いは余剰設備投資等の資産を、他部門にあらかじめ切り出しておくことによる、過去の蓄積の放出(利用者への還元)の回避と将来の高収入構造の維持にあるように思える。NTT社長がSLTの収益性にも言及した背景には、これが内部留保切り出しのためのやみくもなプロジェクトではないと位置付ける意図があったのかもしれない。

今後、本格的な議論が行われる地域電話サービスの料金、相互接続・アクセス料金及び同部門の赤字を補填するユニバーサルサービス支援制度の補助金に係る規則制定にあたり、このような問題点についても、十分に視野に入れなければならない。

(前川 睦衣/大谷 潤)





==コラム：海外投資とユニバーサルサービス==

1990年代初頭から、米国のベル系持株会社（RHCs）による海外投資が活発化した。一部の州政府及び連邦議会においてローカル分野への競争促進姿勢が明確になったことを受け、これまでの独占利潤を用いて新規市場を開拓し、企業の規模の維持を模索したのもあるが、主には、1991年からの州際アクセスチャージへのプライス・キャップ規制の適用を受けて、将来の内部留保の切り崩しや設備投資或いは人件費の効率化圧力の回避等を目論んでいたと考えられる。このような動きに対し「海外にカネを振る舞う余裕があるならISDNのRHCs間の互換性確立等のサービス品質向上により負担者に便益を享受させるべき」との批判が強まり、RHCsの資金力の源泉となっているアクセスチャージの引き下げ及びユニバーサルサービス支援制度の見直しが主張された。これが1996年の通信法改正によるローカル分野への競争促進のための三部作（相互接続、アクセスチャージ、ユニバーサルサービス）に至ったのである。

英国では、BTの海外事業展開による国内サービスへの影響をオフトелがチェックする動きに出ており、本年7月には、合併を予定しているMCIが業績見通しを大幅に下方修正したことを受けて、英国におけるユニバーサルサービスの提供及び相互接続条件への悪影響を防ぐためのセーフガード規則を制定している。

我が国では、NTTの国際競争力を確保するという内閣の方針ばかりが強調されてきているが、その負担は利用者であるほぼ全ての国民に課されていること及びその収益性によっては国民の負担が更に増加し（株主に閉じた問題ではない）ユニバーサルサービスが損なわれ得ることにも、そろそろ気がつかなければならないのではないだろうか。悪いシナリオの場合、曖昧な分社化を採用した（持株会社形態では関連会社間取引を複雑にすることで財務の実態把握を困難にできる）ことにより、独占利潤の他部門への付け替えによる高コスト体質（独占利潤を非効率なりソース（ヒト・モノ・カネ）に費やす構造）の温存が可能となり得、国際競争力獲得の大義名分の下でのNTTの散漫な海外投資に独占利潤が費やされる構図が政府により認められたとしても言い過ぎではなくなってしまう。これは独占価格の持続と独占利潤の海外流出、或いはNTTが海外で作った不良債権の国民負担に他ならず、明らかに国益に反する構造といえる。

現状において取りうる対策には、NTTの子会社間への徹底した構造分離及び会計分離要件の賦課、ユニバーサルサービス支援制度による補助金及び相互接続・アクセス料金の算定におけるNTTの過去及び未来の非効率要素の徹底的な排除、そして地域分野への積極的な競争導入策の実施が考えられる。

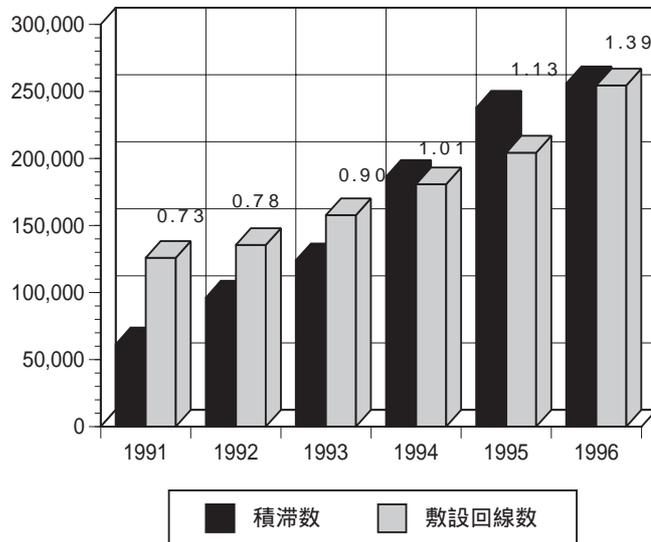
アジア諸国への投資は確かに重要だが、NTTは、地域分野の潤沢な収入とは切り離し、援助ではなく経営判断・事業戦略として行うべきである。そして、政府は非効率な投資の温床となる地域部門の監視を優先すべきであろう。

仮にNTTのローカル分野における支配力を徹底的に削ぎ、競争を促進した結果、海外事業者がローカル網を一部支配したとしても、利用者が効率的な料金と高度かつ多様なサービスを獲得し、外資系を含む複数の事業者による雇用が創出された場合、日本の通信産業は国際的に劣ったものと言えるのだろうか。「国際競争力」及び「国益」とは何かという根本的な問題を十分に検討しないまま、一部の先進国との横並びを重視してNTTの分割問題に結論を導いたが、果たして誰がどのようにその成果を評価し、必要な軌道修正を行うのだろうか。





グラフ: スリランカにおける加入電話回線の積滞数および敷設回線数



(注1) スリランカ中央銀行年次報告書をもとにKDD総研作成。

(注2) 敷設回線数の棒グラフ上の数字は、100人あたりの回線数を示す。

表1: スリランカ・テレコムの業績 (1990~1995年)

(ITU資料よりKDD総研作成)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995
通信サービス総売上(百万米ドル)	86.82	114.81	124.20	142.55	172.6	218.6
電話サービス売上(百万米ドル)	78.81	105.78	105.09	---	---	---
国際電話発信トラフィック(百万分)	13.2	15.5	17.8	19.5	21.6	27.0

表2: スリランカにおける加入電話事業者

(各種資料によりKDD総研作成)

事業者名	出資者	加入者数 (96年末)	サービス 地域	事業内容
スリランカ・テレコム	政府61.5%、NTT35%、SLT職員3.5%	254,500	スリランカ全土	1998年までに6億ドル投資し、現行20万回線に385,600回線を増設予定。
Suntel	Telia Lnaka Ltd. (TeliaおよびSri Lanka's Metropolitan Groupの合弁会社) 75%、National Development Bank	527	コロombo首都圏	96年1月に国内電話の20年間の免許取得。1年目に4万回線、3年目までに10万加入電話回線(WLL)の敷設義務を負う。 96年12月2日国内電話サービス開始。2000年までに30万回線を20年間で総計1億ドルを投資し、80万回線敷設する計画。
Lanka Bell (United Telecom)	ベル・カナダ 10%、Brown & Company 5%、Transasia Telecom Ltd. 33.7%(注1)、KT 39.3%、Shanker Somasunderam 10%(注2)		コロombo首都圏	96年1月に国内電話の20年間の免許取得。1年目に4万回線、3年目までに10万加入電話回線(WLL)の敷設義務を負う。 2000年までに30万回線を20年間で総計1億ドルを投資し、80万回線敷設する計画。

(注1) シンガポール資本の時計、パソコン等の商社Transmarcoの100%子会社。

(注2) スリランカの自動車部品メーカー。





表3：スリランカのセルラー電話事業者

(各種資料によりKDD総研作成)

事業者名	出資者	方式(サービス名)/サービス開始	加入者数
Celltel	Millicom International Cellular 50%	TACS/1993年	30,200
Mobitel	テルストラ 60%、SLT 40%	AMPS/1993年	23,000
Lanka Cellular Services	SingTel 76%、Capital Development & Investment 24%	TACS/(Callink)/1993年	15,000
MTN Networks	Telekom Malaysia 90%	GSM/(Dialog GSM)/1994年	3,300
計			71,500

表4：スリランカの通信関連プロジェクトに対する国際援助(1996年末現在)

	年	援助機関	プロジェクト内容	援助金額 (百万米ドル)
完了済	1990	アジア開発銀行(ADB)	中継交換ネットワーク設備の改善	30.8
	1991	海外経済協力基金(OECF/日本)	コロンボ首都圏-Gampaha(コロンボ北部)における通信設備の改善	121.9
	1993	フィンランド輸出銀行	Mataraにおける通信設備の改善	15.8
実施中	1994	世界銀行/国際開発協会(IDA)	首都圏および地方における交換機容量の拡大	29.9
	1994	同上	地方における国内ネットワークの改善	20.0
	1994	海外経済協力基金(OECF/日本)	地方における通信開発プロジェクトへの技術援助	6.3
	1994	同上	地方における通信開発プロジェクト	75.0
計画中	1995	経済協力開発基金(EDCF/韓国)	Horana地域(コロンボ南部)における通信改善プロジェクト	19.1
	1995	同上	Gampaha地域内の通信プラント拡張	19.3
	1995	フランス政府	コロンボ市内交換機の拡張	10.0
	1996	アジア開発銀行	中継交換機拡張プロジェクト	8.4
計				356.5

(注) 各種情報をもとにKDD総研作成。



KDD RESEARCH



英国

オフテル、BT 相互接続料の枠組みに関する最終諮問文書を発出

BTの財務報告等に基づきオフテル長官が毎年設定する方式から、長期増分費用に基づく料金を初期値とするプライスカップ規制に移行することなどを盛り込んだ新しい料金規制の最終案を発出。

最終案の概要は以下の通り。なお、新しい相互接続料の枠組みは10月までに確定の方向である。

1 適用期間

1997年10月1日から2001年9月30日までの4年間。

2 料金規制の概要

オフテルは、相互接続サービスを以下の3つに分類している。

- ・バスケット単位でプライスカップ (RPI-X) をかけるサービス
- ・サービス単位でRPI (小売物価指数) ± 0 のプライスカップ (セーフガードキャップ) をかけるサービス
- ・全く規制しないサービス

それぞれに含まれるサービス及び規制概要は以下の通り。なお、BTは引き続き非差別的取り扱いの義務を負い、同社内部の部門間振替料金が相互接続料金と同じコスト要素に基づき算定されることも従来通りである。

(1) バスケット単位でプライスカップが適用される相互接続サービス

各サービスの初期値及びバスケットのプライスカップは(表-1)のとおり。

初期値の算出方法

BTが作成したトップダウンモデル(現在費用から増分費用と認められないものを除去)とオフテル及び6事業者が作成したボトムアップモデル(完全に効率的な事業者の費用を経済エンジニアリングモデルにより算出)を合成したモデルにより長期増分費用を算出し、これに、共通費用の均等マークアップを加えて算出。相互接続特別バスケットのサービスのみはマークアップを加えない。

X (生産性要素調整) の算出方法

市場成長率、BTの小売市場におけるシェア、BTの単位あたり費用削減率、相互接続サービス提供のための資本支出等の指標に基づき算出。

(2) サービス単位でセーフガードキャップが適用される相互接続サービス

適用期間中に競争的になると予想される以下のサービスについては、RPI ± 0 のプライスカップ (セーフガードキャップ) が課される。初期値としては従来の方
法(完全配賦コスト)で算定された1997年度暫定相互接続料金を使用。

- ・国際ダイヤル通話





- ・タンデム間伝送
- ・タンデム間トランジット
- ・番号案内（付加価値部分）
- ・緊急通話（ 同上 ）

(3) 規制の対象外とされた相互接続サービス

既に競争的とされる以下のサービスについては、参入とインフラ投資を阻害しないように料金規制の対象外とされた。

- | | 料金 |
|------------------|----------|
| ・オペレータ通話（付加価値部分） | BTが自由に設定 |
| ・国内専用線サービス | 小売料金を適用 |
| ・国際専用線サービス | （ 同上 ） |

(表-1)

相互接続サービス	初期料金	プライスカップ
通話終端バスケット 通話終端サービス	0.292p/分	RPI - 8 %
一般ネットワークバスケット 通話発信サービス (含オペレータ援助通話・緊急通話)	0.335p/分	RPI - 8 %
通話発信サービス(含緊急通話)	0.297p/分	
ローカルタンデム間伝送	0.140p/分	
シングルトランジット	0.068p/分	
相互接続特別バスケット プロダクト管理、計画等	0.00039 £ /分	RPI - 8 %
移動体事業者用緊急通話データ設定		
固定料(年額)	1199 £ /unit	
ゾーン料金	42 £ /unit	
プロセッサ料金(新規事業者)	51 £ /unit	
(既存事業者)	26 £ /unit	
相互接続回線(宅内接続)(2Mbps)		
接続	1034 £	
年額固定料(年額)	3341 £	
年額距離比例料(年額)	20 £ /km	
*その他省略		
相互接続回線(架接続)(2Mbps)(年額)	103 £ /100m	
*その他省略		
相互接続延長回線		
接続	259 £	
年額固定料(年額)	2728 £	
年額距離比例料(年額)	14 £ /km	
再設定		
ルート種別変更	545 £	
*その他省略		

1 £=100p=204円(8月28日現在)

4 他事業者からBTへの支払額への影響

(1) BTへの従来への支払い

接続事業者からBTへの支払いには、過去相互接続料金とアクセス欠損補償(ADC)の2種があり、支払額は10億£を越えていた(BT営業収入の8%程度)

相互接続料金

1983年の競争開始以来、BTと他事業者が個別に交渉し、不調の場合にオフテル長官が裁定する方法がとられていた(料金非公開)が、91年白書「競争と選



KDD RESEARCH



択」(デュオポリシー撤廃、国際単純再販解禁等提言)以後、BTの会計分離(リテール、ネットワーク及びアクセス)の方針が打ち出され、94年度料金からはBTの財務報告に基づき年ごとにオフトел長官が設定し(現在価格に基づく完全配賦費用をカバー) BTはその料金(又はそれ以下の料金)で非差別的に相互接続を提供することとなった(料金公開)。BT内部部門間振替料金も標準相互接続料金と同じコスト要素に基づく。なおBT以外の事業者間の相互接続料金は非規制、非公開。1996年度料金は表2のとおり。

アクセス欠損補償(ADC: Access Deficit Contribution)(96年廃止)

91年白書で、相互接続料金を通じて市内網欠損を他事業者が負担すべきこととされたことを受け付けられたが、最終的には相互接続料金から切り離し、事業者のシェアに応じて負担させることになった。ADCには「シェア累進制が高く事業者の負担が大きい」「BTの料金リバランシングを妨げ非効率な参入を助長している」などの批判があり、96年2月のBT免許改正時に加入者回線料金(設定一時金及び基本料)のサブキャップとともに廃止。代わってユニバーサルサービス確保のための検討を行っているが、BT等がユニバーサルサービスを提供することによって享受する便益(企業認知、顧客困り込み等)の評価等を巡って意見が分かれ検討が遅れている。1996年度料金は表2のとおり。

(表-2)

	料金
1996年度標準相互接続料金	
ローカル	0.578p
シングルタンデム(交換機2台)	0.805p
ダブルタンデム(100km未満)	1.053p
ダブルタンデム(200km未満)	1.182p
ダブルタンデム(200km以上)	1.396p
1996年度ADC	
市内	0.400p
国内	0.770p
国際(ゾーン別)	1.120 - 17.92p

1 £ = 100p = 204円 (8月28日現在)

- ・ADCはシェア10%未満の場合免除される。マーキュリーのみが国際について半分程度支払っていたとされる(1995年は約1.3億£で同社収入の約8%)。なお上表の料金は平日昼間(0800~1800)のもの。平日夜間及び土日の料金は一定の係数をこの料金に乗じて算出する。

(2) 支払い削減効果

オフトелによれば初期値は従来の方法で算定した料金より概ね10%程度低いが、料金体系変更を伴うため支払額への影響は現時点では予想しにくい。

5 諮問へのBTの反応

本諮問に対するコメントの締め切りは8月22日であるが、本稿執筆現在(8月25日)BTの正式コメントはまだ発表されていない。同社の諮問文書発出直後時の暫定コメントは要旨以下の通り。



- ・規制緩和により料金設定の自由度が高まったことを歓迎
- ・BTの相互接続料金は既に世界で最も低い水準にあり、大幅な値下げに等しい初期値の設定は、電気通信投資促進（フリーライダーの排除）の観点から見直されるべき。人為的に低く設定された料金は投資を阻害しひいてはオフテルの目指すインフラベースの競争実現を遅らせる結果となる
- ・プライスカップにおけるX（合理化指標）は3～6%であるべき
- ・BTが他事業者に払う料金を相互接続料金に基づくものとすることに同意

<出典>KDDヨーロッパ(8.7)他

COMMENT

前回5月の諮問ではXに6～12%の幅が与えられており、オフテルは上限に近い方（10%程度）に固まるとの見通しを漏らしていたが、今回発表されたXはそれよりもBTに有利なものとなった。BTは低水準の初期値に反対の構えを崩していないが、もはや大きな変更はなくBT等免許の所要の変更に進むと予想される。

これで、BT独占廃止以来2度目の大きな相互接続制度改革もほぼ終わりに近づいた。英国の状況を、相互接続制度の整備がようやく端緒についたばかりのわが国に比べた時、彼我の差の大きさに嘆息を禁じ得ないのは筆者だけだろうか。わが国では、網使用料（郵政大臣認可）に加え、なお算定根拠等が透明とは言えない設備改修一時金や年額負担金をも接続事業者が負担しており、彼らは、適正な制度の一刻も早い創設を呻吟しつつ待ち望んでいるのである^(注18)。

WTO基本電気通信交渉の結果国境を跨る相互参入競争の熾烈化が既成事実となった今日、わが国電気通信産業の競争力向上は喫緊の課題である（経済厚生最大化のために）。今日の経済社会のスピードを考えると、接続制度の運用開始は遅くとも平成10年内であるべきだろう。

（古閑 裕朗）

オフテル、海底ケーブルの調査に

国際サービスの新規参入キャリアの申し立てを受けてオフテルが海底ケーブルの運営及びキャパシティの供給方法について調査を開始することを決定

オフテルは、海底ケーブル運営等について、それらが国際サービスの競争促進の観点から問題がないかについて調査に入ることとなった。

国際サービスにおけるデュオポリー廃止後、96年12月に一挙44社が国際免許（IFL）を取得、海底ケーブル容量獲得のためBT、C & W等との交渉を試みているが、既存キャリアの対応は容量不足等を理由に消極的である。オフテルの調査決定は状況改善を求める新規キャリアの非公式申し立てに基づくもの。

<出典>オフテル(8.8)他

COMMENT

伝統的なコンソーシアム方式で建設された海底ケーブルの場合、通常参加者は、出資割合に応じルートに分割された形で自国側半回線の容量を取得（例：TELE-

（注18）

電気通信審議会答申「接続の基本ルールの在り方について」（抜粋）

接続料金の現状

日本	3.66円/3分
	（平成7年度決算ベース）
米国	約0.2～0.4円
	（0.2～0.4セント）/1分
英国	約0.76円
	（0.451ペンス）/1分

接続会計の必要性

現在、NTTの接続料金は、接続に関する会計制度が整備されていないため（中略）ユーザー料金の算定にかかる基準を準用して算定する、あるいは、ユーザー料金をそのまま接続料金に適用する等して設定されている。（中略）接続に際して生じるNTT網の改造費用、接続装置及び付加に要する費用については、NTTが所要額とその年割額を積算し、原則的にその全額（事業者によっては半額）をNCC（接続事業者）が負担している。このように、接続に関する会計制度が整備されていないことが、事業者間において対立を生じ、ひいては接続協議が難航、長期化する一因となっている。したがって、今後、接続会計制度の創設とこれに基づく料金の算定とが緊急の課題となっている。



KDD RESEARCH



GLOBEとの間で 単位、AT&Tとの間で×単位、合計 単位、のように。合計()は出資割合に比例) 合計で大きな容量を確保していてもそれは相手先(TAT-12/13の場合は70数社が参加)ごとに細分化されている。従って、特定国宛の容量をまとまった形で転貸ないし譲渡することは元来難しく、さらに新規キャリアが取得を望むようなトラヒックの多い国(1位米/2位アイルランド/3位独/4位仏/5位伊(英発トラヒック)TELEGEOGRAPHY社1996年)との容量は費消し尽くされるのがそれだけ早い。

オフテルは国際サービスにおける競争促進の観点から調査を進めるとしているが、従来から新規キャリアが基幹インフラをお手軽に調達することに対しては「代替インフラ建設意欲を削ぐ結果、競争促進上マイナスの効果がある」と否定的である(例:ケーブル陸揚局・中央交換機間回線等。BTから調達する場合は市場価格で取得させる方針)

海底ケーブルは引き続き建設が活発で参加の機会は今後も新規キャリアにも開かれていることから、オフテルの結論は、申し立てキャリアが期待するようなものにはならない可能性もある。(古閑 裕朗)

オーストリア

オーストリア3番目の移動体事業者免許を付与

■ テレダンマーク、Orange等によるコンソーシアムが免許を落札。

オーストリア政府は8月1日、Connect Austriaに対しDCS-1800の免許を付与すると発表した。これはMobilkom Austria、Max.mobileに続くオーストリアで3番目の携帯電話事業者となる。落札額は23億シリング(注19)で、サービス開始は1998年夏以降になる予定である。

Connect AustriaにはViag(20%)、テレノール(17.45%)、Orange(17.45%)、テレダンマーク(15%)、オーストリアのメーカーRadex-Heraklith(20.1%)およびオーストリアの銀行Constantia(10%)が出資している。

<出典>Mobile Communications(8.7)他

COMMENT

Orangeは当初Connect Austriaとは別に、オーストリアの電力事業者と共同入札する計画で準備を進めていたが、電力事業者が降りてしまい、6月2日の入札締め切りまでに応札することができなかった。オーストリア政府は応札者がConnect Austria以外に現れないため、締め切り直前の5月末に突然、入札期間を7月2日まで延長すると発表し、Connect Austriaがそれを不当としてオーストリア憲法裁判所に提訴していた。その後Orangeはオーストリアの銀行と手を組んで入札に参加したが、またもや途中で銀行が入札から手を引き、OrangeもConnect Austriaに合

(注19)
1オーストリアシリング=約9円。





流することになったため、結局最後まで残ったConnect Austriaが免許を獲得することになった。

政府が期限を延長してまで競争入札にこだわったのは、入札額をつり上げようという意図があったからではないかと見られている。1995年に実施された第二GSM免許入札では5つのグループが入札に参加し、40億シリングという圧倒的な高値をつけたMax.mobilが落札した。しかしその際の他の応札グループの入札額は25～29億シリングの範囲であり、それに比べて今回のConnect Austriaの落札額23億シリングが特に低いわけではなく、むしろ妥当な金額であると考えられている。だがMax.mobil側は免許料の大幅な落差は公正な競争条件を損なうとして、政府に対し何らかの補償を求めることも検討している。

今回の入札に先立ち今年4月にはMobilkom Austriaの株式が入札にかけられ、イタリアのSTETがテレダンマーク等のライバルを退けて84億シリングで落札したが、アナリストの間ではこれは適正な評価額を倍近くオーバーしていると非難されている。
(近藤 麻美)

オーストリアの既存の移動体事業者

事業者名	出資者	提供サービス	加入者数
Mobilkom Austria	テレコムオーストリア (75%) テレコムイタリア (25%)	NMT-450	16,400
		TACS-900	256,500
		GSM	429,000
Max.mobil	DeTeMobil (25%)、Bank fuer Arbeit und Wirtschaft (14.51%)、Siemens (14.3%)、Bayerische Landesbank (10.5%)、United Telecom Austria (10%)、Neue Kronen Zeitung (9%)、Raiffeisen Zentralbank、EA-Generali (以上、各8.095%)	GSM	52,000

(注) 加入者数は1997年7月1日現在。



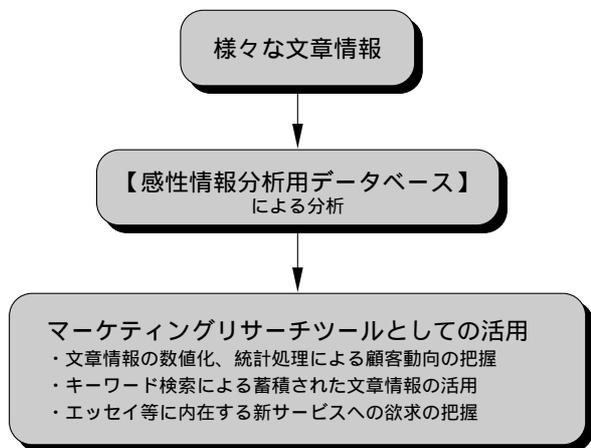
文章情報を論理化して活用するために

～(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析サービス～

(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析は、さまざまな文章情報に含まれている感性情報を、定量化、論理化し、企業活動に役に立つ情報として加工することができます。

本情報分析を用いることにより、苦情、お客様からのコメント、アンケート、エッセイ等の文章情報から、生活者の欲求や生活行動を論理的に分析し把握することが可能となります。

なお、この他に生活者の感性を分析する各種サービスも行っています。



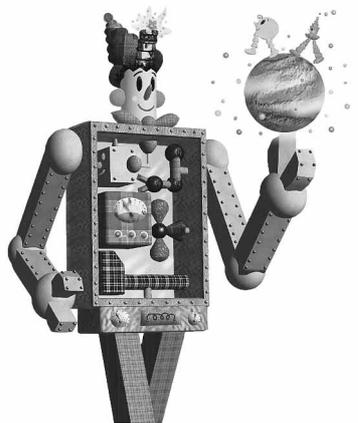
「感性情報分析サービス」についてのお問い合わせは
株式会社 KDD総研 市場開発部
〒362 埼玉県北足立郡伊奈町小室10281 KDD小室ビル内
TEL 048 - 723 - 5066 FAX 048 - 723 - 5185

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1997 September



発行日 1997年9月20日
発行人 景山 正
編集人 安道 幸一郎
発行所 株式会社 KDD総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD Europe Ltd.
6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.
Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.
Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium
Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-502-9158

KDD Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD TELECOMET H.K. LTD.
Room 2701, Lippo Tower, Lippo Centre,
89 Queensway, Central, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)
〒108 東京都港区芝浦2-9
Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338